

国際協力事業団
マレーシア通商産業省

**APEC地域
WTOキャパシティ・ビルディング
協力プログラム
〈マレーシア〉**

**ファイナル・レポート
(要約)**

2003年6月

株式会社 UFJ総合研究所

◆◆◆ 略語・用語集 ◆◆◆

1. WTO 協定関係等

WTO	World Trade Organization	世界貿易機関
AD	anti-dumping	アンチ・ダンピング
CVD	countervailing duties	相殺関税措置
DSU	Dispute Settlement Understanding	紛争解決了解
GATS	General Agreement on Trade in Services	サービス貿易に関する一般協定
GATT	General Agreement on Tariffs and Trade	関税及び貿易に関する一般協定
SG	safeguard measures	セーフガード措置
SPS	sanitary and phytosanitary measures	衛生及び植物検疫措置
TBT	technical barriers to trade	貿易の技術的障害
GRP	Good Regulatory Practice	適正実施規準
TRIPS	trade-related aspects of intellectual property rights	知的所有権の貿易関連の側面
APEC	Asia-Pacific Economic Cooperation	アジア太平洋経済協力会議
AFTA	ASEAN Free Trade Areas	ASEAN 自由貿易地域
ISO	International Standardization Organization	国際標準化機構
WIPO	World Intellectual Property Organization	世界知的所有権機関

2. マレーシア政府関係機関等

MITI	Ministry of International Trade and Industry	通産省
AG Chambers	Attorney General's Chambers	法務長官執務室
MDTCA	Ministry of Domestic Trade and Consumer Affairs	国内消費者取引省
IPP	Intellectual Property Protection SDN. BHD	知的財産保護協会
INTAN	National Institute of Public Administration	国立行政研究所
IPTC	Intellectual Property Training Center	知的財産トレーニングセンター
DSM	Department of Standards Malaysia	マレーシア標準局

◆◆◆ 目 次 ◆◆◆

I. 序	1
1. プログラムの背景・目的、範囲および基本方針.....	1
1.1 プログラムの目的.....	1
1.2 プログラムの背景.....	1
1.3 プログラムの範囲.....	2
1.4 マレーシアとの合意による対象範囲.....	3
1.5 プログラムの基本方針.....	3
2. マレーシアの WTO 協定関連分野の政策・制度および実施状況の現状と課題.....	7
2.1 農業/SPS 協定《コンポネント 1》.....	7
2.2 紛争解決に係る規則及び手続に関する了解 (DSU) 《コンポネント 2》.....	10
2.3 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS 協定) 《コンポネント 3》.....	11
2.4 貿易の技術的障害に関する協定 (TBT 協定) 《コンポネント 4》.....	15
II. キャパシティ・ビルディング活動	18
1. 協力プログラムの全体像.....	18
2. 現地における活動.....	21
2.1 農業/SPS 協定の実施能力向上支援《コンポネント 1》.....	21
2.2 DSU の実施能力向上支援《コンポネント 2》.....	23
2.3 TRIPS 協定の実施能力支援《コンポネント 3》.....	27
2.4 TBT 協定の実施能力向上支援《コンポネント 4》.....	30
III. 評価と提言	34
1. 協力プログラム全体に対する評価と提言.....	34
1.1 評価.....	34
1.2 全体への提言.....	35
2. 各分野に関する評価と提言.....	38
2.1 農業/SPS 協定の実施能力向上支援《コンポネント 1》.....	38
2.2 DSU の実施能力向上支援《コンポネント 2》.....	48
2.3 TRIPS 協定の実施能力支援《コンポネント 3》.....	52
2.4 TBT 協定の実施能力向上支援《コンポネント 4》.....	57

◆◆◆ 図表リスト ◆◆◆

図表 I-1-1 : WTO 協定実施に向けた課題.....	5
図表 I-1-2 : マレーシア支援活動内容.....	6
図表 I-2-1 : マレーシアにおける TBT 国内作業委員会の体制.....	16
図表 I-2-2 : マレーシアがこれまでに参加した TBT 協定関連の技術支援.....	17
図表 II-1-1 : キャパシティ・ビルディングプログラムの実施—全体像.....	19
図表 II-1-2 : コンポネントとプログラムの実施方法.....	20
図表 III-1-1 : プロジェクト・デザイン・マトリクス.....	37
図表 III-2-1 : MTCP を活用した農業／SPS 協定関連に係る個別専門分野人材育成プログラム.....	42
図表 III-2-2 : 日本におけるシングル・ウィンドウ・システムの概念図.....	44
図表 III-2-3 : 日本の植物検疫における輸入解禁要請に関する検証の標準手続き.....	46

I. 序

1. プログラムの背景・目的、範囲および基本方針

1.1 プログラムの目的

WTO 協定の履行や遵守に際し、国内法制度の整備や専門家の育成等さまざまな分野において困難に直面している途上国に対し、協定の運用を担う行政官の育成や行政機構の整備を含むキャパシティ・ビルディングに関する協力を実施することを目的とする。

1.2 プログラムの背景

1.2.1 WTO と発展途上国

GATT（貿易と関税に関する一般協定）の後身として 1995 年に設立された WTO（世界貿易機関）は、GATT 時代の最後の包括交渉であったウルグアイ・ラウンド交渉によって合意された国際貿易に係る様々な義務を加盟国に課すものとなった。従来の水際措置（関税・数量制限等の非関税障壁）に加え、「サービスの貿易に関する一般協定（GATS）」や「知的所有権の貿易の側面に関する協定（TRIPS 協定）」など、国内法制のハーモナイゼーションを要求する協定の履行や、これまで批准国のみに義務が課されていた「貿易の技術的障害に関する協定（TBT 協定）」の遵守は、特に国内法制度の整備が進んでいない発展途上国において、多角的貿易体制への参画に際しての非常に重い課題となっている。

WTO を中心とした多角的自由貿易体制の安定的な維持・発展には、世界の大半を占める発展途上国の健全な参画が不可欠である。しかしながら発展途上国は、人的・制度的・財政的要因に起因する能力不足から、国際貿易体制に参画するにあたって様々な課題に直面している。

発展途上国が多角的自由貿易体制の恩恵を享受できずにいる現実から、近年、経済のグローバル化のマイナス面が強調されることが多い。しかし、貿易自由化による貿易の促進は、雇用の増大、民間セクターの活性化、新規技術の開発と流入等をもたらすとされており、途上国の貧困削減並びに経済発展に対するプラスのインパクトも期待される。途上国がその発展段階に応じた自由化を行った上で国際的な自由貿易体制に適切な統合を果たし、そこから十分な果実を享受することは、途上国の発展にとって不可欠であるといえる。

1.2.2 「ドーハ開発アジェンダ」の開始

2001年11月にカタールの首都ドーハで開催された第4回WTO閣僚会議で採択されたドーハ閣僚宣言を受けて、「ドーハ開発アジェンダ」が開始された。この宣言は、発展途上国への配慮を強調したものとなった。とりわけ、発展途上国のキャパシティ・ビルディングに関しては、その重要性が示され、そのための資金供給、二国間支援の強化、他の国際機関との連携、IT能力強化などが、宣言のなかで重要性を確認された。これを受けて、先進各国では今後、WTO関連キャパシティ・ビルディングの内容的および地理的対象の拡大に対応することが検討されているところである。

1.2.3 APECにおける日本のイニシアティブ

こうしたなか、発展途上エコノミーのWTO協定履行のための体制整備を促すことを通じて、多角的貿易体制の維持・発展を図る必要がある点が、日本政府より、APEC（アジア太平洋経済協力）貿易担当大臣会合の場で提案された。その後、APEC地域における発展途上エコノミーのニーズ調査を踏まえ、2000年11月に開催されたAPEC閣僚会合及び非公式首脳会合において、発展途上エコノミーのWTO協定履行のための能力向上（キャパシティ・ビルディング）を実施していくことが「戦略的APEC計画」として合意された。この計画は二国間支援の枠組みに移行され、まずはタイ、インドネシア、マレーシア及びフィリピンに対し、本プログラムの下、具体的な支援が展開されることとなった。

「戦略的APEC計画」を受け、国際協力事業団（JICA）では、日本国内に「APECにおけるWTO協定実施のためのキャパシティ・ビルディングに関する委員会」（国内支援委員会）を設置するとともに、2000年12月から2001年3月にかけて、タイ、インドネシア、マレーシア、フィリピンに対するさらなるニーズ調査を行い、各国からの要請を経て本プログラムの実施に至った。

1.3 プログラムの範囲

本プログラムは、タイ、インドネシア、マレーシアおよびフィリピンへの協力を一つの案件として実施している。これらの諸国に対するキャパシティ・ビルディング協力に関しては、対象とする国の経済発展および市場経済化のレベルからは、ほぼ中進国と位置づけられ、対象テーマについてはWTO協定により既に制度的な枠組みの整ったテーマを対象としている。従って、「貿易と投資」、「貿易と競争政策」、「貿易と環境」などのいわゆる「ニュー・イシュー」は、今後ルールが策定されるテーマであり、本協力の対象テーマとはなっていない。

1.4 マレーシアとの合意による対象範囲

本プログラムのうち、2001年12月13日付け、マレーシアに対する協力に関し、事前調査団とマレーシア政府との間で合意された実施細則（S/W）により合意されプログラムの対象範囲は以下のとおりである。

1. 農業／SPS 協定の実施能力向上支援
(a) 協定実施に係る障害の分析と特定 (b) ワークショップの開催 (c) マレーシア政府への提言の取りまとめ
2. DSU の実施能力向上支援
(a) 協定実施に係る障害の分析と特定 (b) ワークショップの開催 (c) マレーシア政府への提言の取りまとめ
3. TRIPS 協定の実施能力支援
(a) 協定実施に係る障害の分析と特定 (b) ワークショップの開催 (c) マレーシア政府への提言の取りまとめ
4. TBT 協定の実施能力支援
(a) 協定実施に係る障害の分析と特定 (b) ワークショップの開催 (c) マレーシア政府への提言の取りまとめ
5. 全般
(a) インセプション・レポート、インテリム・レポート、ワークプランの作成 (b) 協力成果の総括（ドラフト・ファイナル・レポート、ファイナル・レポートの作成）

1.5 プログラムの基本方針

本プログラムの対象となった組織機能強化及び各協定実施能力向上は、途上国全般が協定実施にあたって困難を抱えている典型的な分野である。これらの分野に対する支援の実施は、WTO の目指す多角的貿易体制の発展のために不可欠であるとともに、戦後多角的貿易体制の中で発展を遂げてきた日本産業／日本企業にとっても、将来の事業環境の透明性向上に際して不可欠な要素となっている。また、日本政府にとってみても、マレーシアをはじめとするアジア諸国と経験や認識を共有していくという意味においても、技術支援の実施は、協定に係る相互理解を深める点で極めて重要となっている。

こうした状況を踏まえ、本プログラムはマレーシアを含む支援対象国が WTO 協定を履行し、多角的な貿易自由化に適切に参加するための実施能力の向上を支援する新しいタイ

プの協力プログラム調査である。したがって、従来型の開発調査が行ってきた調査提言型のレポート作成ではなく、援助対象国関係者が WTO 協定実施能力を向上し得るような知識移転そのものに重点が置かれており、“セミナー、ワークショップ等を通じた人材育成”が活動の中核と位置づけられている。こうした本プログラムの活動内容と「対象国の課題背景」及び「WTO 行政の課題」との関係を整理すると、図表 I-1-1 のとおりである。また、知識移転活動の効果的実施のために以下の点に留意した。

(1) 対象国の現地事情への配慮

対象国の課題、ニーズを把握し、固有のニーズに従ったカスタマイズされたプログラムを設計。

(2) 受益層の明確化とニーズへの対応

援助の直接的な対象となるターゲット受益層を明確化し、彼らのニーズを分析し、ニーズに従った技術移転プログラムを設計。

(3) プログラム終了後の継続性の確保と持続可能なシステムへの提言

プログラム終了後も、技術移転の対象者を中心に、継続的に能力向上が図られるべきことを念頭に活動（提言における今後の課題の明確化）。

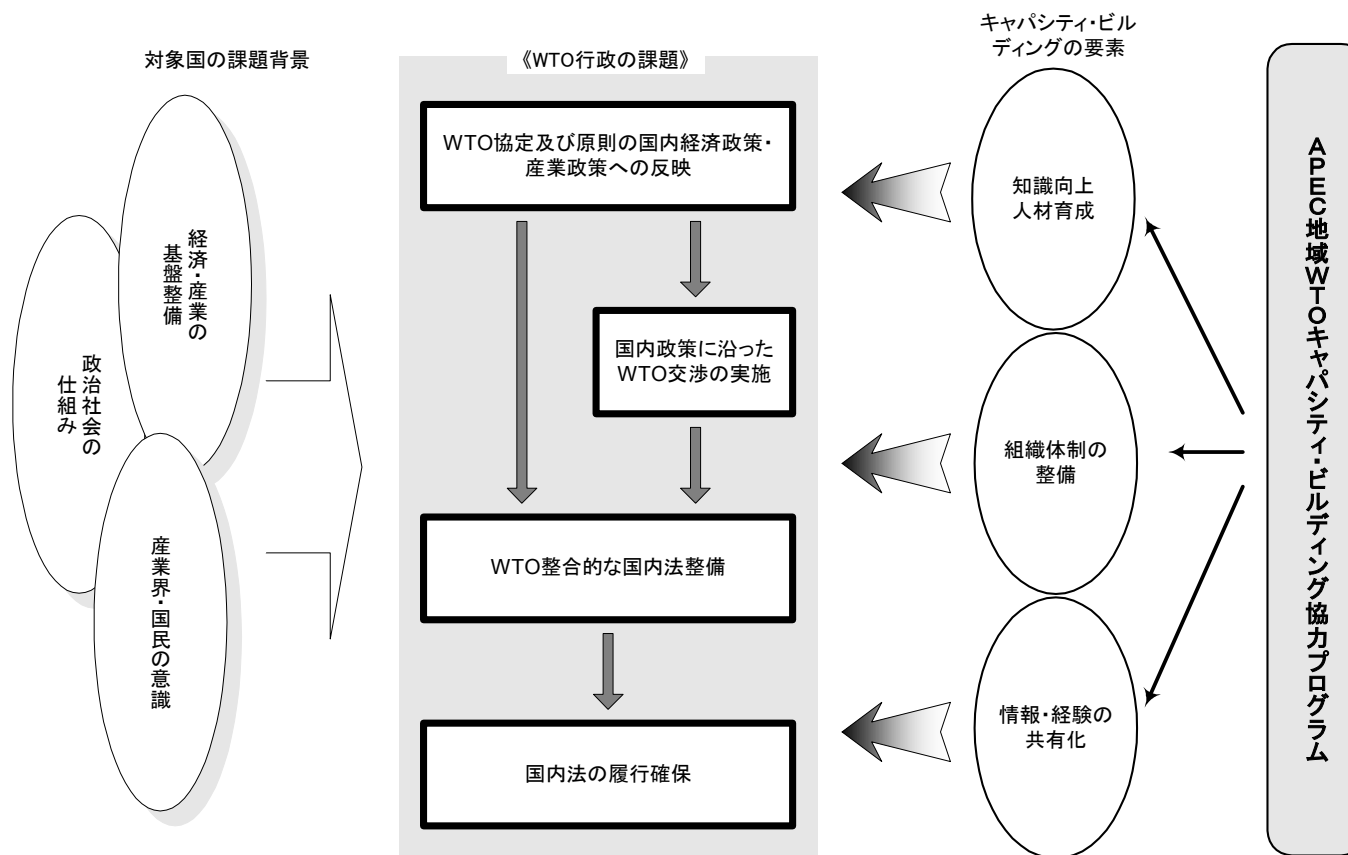
(4) WTO 協定への対応能力強化

協定による国内制度への適用と、その実例としての日本の事例紹介、対応能力（キャパシティ）を高めるための技術的支援（システム、ノウハウなど）と関連情報を広く知らせるための啓蒙的活動を強化。

なおマレーシア政府はこれまで、WTO、APEC、ASEAN など多国間あるいは地域間協力の枠組みに基づく、様々な WTO 関連キャパシティ・ビルディング活動に積極的に参加してきた。しかし、二国間協力の枠組みでの WTO 協定の実施支援に対象を絞ったプロジェクトは、JICA による今次プログラムが最初のものである。

コンポーネント毎の支援内容及び活動内容は図表 I -1-2 のとおりである。

図表 I -1-1 : WTO 協定実施に向けた課題



図表 I -1-2 : マレーシア支援活動内容

支援対象協定・分野	マレーシア側 カウンターパート	支援内容	活動内容
プロジェクトの 統括	通商産業省 (Ministry of International Trade and Industry : MITI)	(全体への調整)	<ul style="list-style-type: none"> ・ インセプション会議 (2002年5月) ・ ワーク・プラン作成 (2002年6月) ・ 中間報告書作成 (2002年10月) ・ ラップ・アップ会議 (2003年3月) ・ 最終報告書作成 (2003年6月)
農業/SPS	農 業 省 (Ministry of Agriculture : MOA) 保健省 (Ministry of Health : MOH)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協定実施に係る障害の分析と特定 ・ ワークショップの開催 ・ マレーシア政府への提言取りまとめ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業/SPS 協定関連現状調査 ・ 農業/SPS 協定等に係る知識移転を目的としたセミナー (2002年8月)
DSU	法務長官執務室 (Attorney General's Chambers)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協定実施に係る障害の分析と特定 ・ ワークショップの開催 ・ マレーシア政府への提言取りまとめ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ DSU 関連現状調査 ・ WTO 協定および DS 手続に係るワークショップ (2002年10月)
TRIPS	国内取引消費者省 (Ministry of Domestic Trade and Consumer Affairs : MDTCA)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協定実施に係る障害の分析と特定 ・ ワークショップの開催 ・ マレーシア政府への提言取りまとめ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ TRIPS 関連現状調査 ・ TRIPS に係るセミナー及びミニ・ワークショップ (2002年10月) ・ タイおよびインドネシアのプロジェクトにおいて作成した資料の使用
TBT	マレーシア標準局 (Department of Standards Malaysia : DSM) SIRIM Berhad	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協定実施に係る障害の分析と特定 ・ ワークショップの開催 ・ マレーシア政府への提言取りまとめ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ TBT 関連現状調査 ・ TBT 及び国際標準化活動をテーマにセミナーおよびクロズド・ワークショップ (2002年9月)

2. マレーシアの WTO 協定関連分野の政策・制度および実施状況の現状と課題

2.1 農業／SPS 協定《コンポネント 1》

1999年6月、マレーシア政府は第三次国家農業計画（The 3rd National Agricultural Policy: NAP3）を発表し、2010年までのマレーシアの農業の基本的枠組みを見直した。第二次国家農業計画（The 2nd National Agricultural Policy: NAP2）が策定された1992年当時と比較すると、この間ウルグアイ・ラウンドの合意があり、農業分野を取り巻く国際環境は大きく変化し、マレーシアの農業政策はこれらの国際環境に対応することが求められている。NAP3において、WTOの農業／SPS分野に関連すると思われる記述は以下のとおりであり、マレーシア政府が農業政策を農業／SPS協定に沿うようにシフトし、国際競争力を兼ね備えた農業セクターに改善しようとする意思が読み取れる。

- 政府と民間セクターが協力して、国際貿易のグローバリゼーション及び農産物貿易の自由化に対応するマレーシア農業の国際競争力の強化を推進する。
- 国民へ安全な食品を供給するため、国家食品安全イニシアティブを策定し、食品安全の監視、検査、研究、危険性評価、トレーニング、関連省庁間の調整能力を強化する。

このような状況の中、マレーシアでは、農業省（Ministry of Agriculture）及び第一次産業省の企画部（Planning Division）が農業協定においてコミットされた事項の実施の責任を負っている一方、農業省の農業局（Department of Agriculture）及びを、植物保護検疫部（Plant Protection and Quarantine Division）が SPS 協定を所轄している。獣医サービス局（Department of Veterinary）が、植物及び動物の衛生に関する SPS 協定の実施に責任を負っている。

また、保健省（Ministry of Health）が SPS 協定のうち食品安全性に関する部分を所管しており、同省の公共保健局（Department of Public Health）の食品品質管理部（Food Enquiry Point on Food Safety）が、SPS 協定の食品安全性に関する照会先（SPS Enquiry Point on Food Safety）となっている。現在、WTO 協定の義務履行の確保に向けての組織再編過程にあり、食品安全委員会（Food Safety Council）が設立されれば、関係省庁間のコーディネーションは強化されるものと期待される。保健省の WTO 担当者は、WTO の SPS 委員会には 1999 年に一度出席しただけだが、食品規格委員会（The Codex Alimentarius Commission: Codex）には定期的に出席している。

農業省の調整の下に、通商産業省及び保健省が協議を行い、農業／SPS 協定関連の政策が決定されている。主管官庁である農業省・保健省・第一次産業省、及び WTO 交渉窓口である通商産業省の 43 者は、以下のような理由から、本農業／SPS 分野の協定履行能力向上の

ためのキャパシティ・ビルディングの必要性を強く認識している。マレーシアとしてこの分野に支援が注力されるべきであるとの関連省庁間のコンセンサスが存在する。

(1) 国内関連法規の農業／SPS 協定との不十分な整合性

国内の法制度と農業／SPS 協定の整合性に関しては、マレーシア政府は、国内の法制度を農業協定及び SPS 協定の履行に関して、国内関連法規の整備を着実に進めているものの、これらの国内関連法規は未だ WTO 協定と整合的でない部分もあり、ハーモナイゼーションが十分なされているとは言えない。

ウルグアイ・ラウンド協定をコミットした時点で、農業省及び保健省は、現時点での農業／SPS 分野の国内関連法規を農業／SPS 協定にハーモナイズさせてきた。現在施行されている法規は以下のとおりであるが、SPS 協定を例にとると、最近 1953 年に制定された *Animal Ordinance* を WTO 協定と整合的に修正するために、*Veterinary Act* を策定しようとしたが、当初案は SPS 協定と整合的とはいえなかった。そのため、現在必要な法案の修正を行っているところである。このような法案修正作業を実施するスタッフは、SPS 協定を十分理解する必要があることは明らかである。

- The Food Act 1983
- The Food Regulations 1985
- Animal Ordinance 1953
- Animal Riles 1962
- Animal Importation Order 1962
- Federal Animal Quarantine Station By-Law 1984
- Pesticide Act 1974
- Plant Quarantine Act 1976
- Plant Quarantine Regulation 1983

(2) 農業／SPS 協定実施のための不十分な組織及び運用体制

また、農業／SPS 協定の実施・運用体制に関しては、以下のような現状である。SPS 協定のうち食品衛生を所管している食品検疫部は、10 のセクションの合計 4539 名のスタッフで構成されているのに対して、食品衛生の国際基準策定に携わっている Codex では、全般問題規格部会（9 部会）、食品規格部会（12 部会）、地域調整委員会（5 部会）、特別部会（3 部会）といった合計 29 部会がある。

農業省は、農業／SPS 協定がマレーシア社会に与えるインパクトについての理解を深める必要性を認識するとともに、農場評価、害虫リスク分析に関する技術移転を受けるなど、貿易措置能力の向上の必要性を感じている。保健省は、食品安全分野について、ラボラトリーの機能、リスク管理等の専門知識の向上などの面でキャパシティの強化が必要とみら

れる。前述したように、両省とも国内法と農業／SPS 協定の整合性に一部問題があることを認識しており、この分野での改善は必要である。WTO 問題に関する国内調整窓口である通商産業省もまた、農業／SPS 協定分野の解釈・運用上の困難さと国内産業へのインパクトの大きさから、農業／SPS 分野へのキャパシティ・ビルディング支援が必須であると認識している。

このようなニーズに応じて、マレーシアに対しては、WTO、UNDP、FAO、AusAID、ASEM 等の様々な国際機関・二国間ドナーが、主にセミナー・ワークショップを通じた人材育成を中心に、農業／SPS 協定履行のためのキャパシティ・ビルディングを実施してきた。

日本は、JICA を通じて、これまで直接的・間接的に WTO 義務履行に係る支援をアドホック・ベースに実施してきた。2003 年 1 月現在、進行中の保健省に対する「食品衛生強化」分野のプロジェクト方式技術協力がこの分野での代表的な技術協力であるが、このほかにも日本政府は農林水産省を通じて様々なキャパシティ・ビルディングに対する協力を実施している。

前述したような日本及びその他のドナーによるセミナーあるいはワークショップの成果を統合し、農業／SPS 協定の実践的な理解を向上するために、本プログラムで開催されたセミナーは、これらのドナーによるキャパシティ・ビルディングに関する支援をさらに有効なものとするために、農業／SPS 協定に関する理解の向上・底上げを主目的とし、農業省、保健省、及び通商産業省の各担当者を主な対象としたセミナー型の技術移転を実施するものである。また、行政官だけではなく、生産者や流通者等、プライベート・セクターの関係者もセミナーの対象者とした。

2.2 紛争解決に係る規則及び手続に関する了解 (DSU) 《コンポネント 2》

ドーハ開発アジェンダに則り、マレーシアは WTO 協定上の権利・義務の実施に係る能力強化に取り組んでいる。WTO 協定に係る知識強化の方法のひとつとして、WTO に係る専門能力と経験を有する国からの知識と経験の移転を挙げることができる。

マレーシア法務長官執務室は、マレーシア政府が扱うあらゆる法律問題に関して助言を行っている。貿易と投資の重要性が高まっている昨今、法務長官執務室としても、WTO に関連する問題について理解を深めるとともに、マレーシア政府に対して助言を行う能力を強化する必要に直面している。

マレーシア法務長官執務室の法務官は、DSU に係る理解を深め、WTO 紛争解決機関において紛争解決に携わるために必要な包括的専門知識と経験を取得することが求められている。

マレーシア法務長官室では、現在、国際ユニットの再編を行っている。グローバルな貿易および投資分野におけるマレーシア政府による参画に対する需要が増加しているのに対応して、国際貿易/金融ユニットが設置される予定である。この再編活動と並行して、現在四名の職員によって構成されている国際貿易ユニットも、10 名へ増員されることが予定されている。この 10 名は WTO 協定とその諸原則に精通することが求められる。キャパシティ・ビルディング・プログラムのようなプロジェクトは、法務長官執務室の法務官の能力向上に貢献するものと思われる。また、法務長官執務室は、法務官を政府機関全てへと派遣しており、そのなかには WTO 関連事項を扱う政府機関も含まれている。それゆえ、これらの他の政府機関へと派遣されている法務官もまた、WTO に係る十分な知識を有することが必要となっている。

日本を含む WTO 加盟国のうちいくつかは、WTO 関連紛争を扱うにあたり外国弁護士事務所と契約を行っている。一方、マレーシアではこのような形で法律事務所と契約を結んだことはなく、WTO 関連紛争はマレーシア政府内部のみで対応している。また将来的にも、マレーシア政府内部のみで対応することが予定されている。それゆえ、DSU 及びその他 WTO 関連問題の領域におけるキャパシティ・ビルディングは、WTO 紛争および多国的貿易システムから生じる問題すべてを扱うためにも、法務長官執務室の法務官のキャパシティ向上にとって不可欠である。

2.3 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）《コンポネント 3》

2.3.1 TRIPS 協定履行状況及び知的財産権分野の法制度と実施体制

(1) TRIPS 協定の義務の履行に向けた国内法整備の現状

マレーシア国では、国内消費者取引省（Ministry of Domestic Trade and Consumer Affairs: MDTCA）の知的財産部（Intellectual Property Division: IPD）（以下本章においては DTCA として記載）が、TRIPS 協定履行及び知的財産権保護に係る国内調整、法整備、審査、通報等の業務を主に担当している。同国は、経過措置最終年の 2000 年までに、集積回路の回路配置法、地理的表示法、光ディスク法の導入・発効、特許法、著作権法、工業意匠権法の改正等、数回の立法措置・法改正を経て、既に TRIPS 協定における合意事項を基本的に充足した協定整合的な状況となっている。以下では、TRIPS 協定と国内法との関係及び TRIPS 協定整合化のための国内法令の主要な改正点を整理する。

マレーシアの特許法（Patent Act 1983 -Act 291-）は、近年では、1993 年と 2000 年の 2 回の改正が行われ、TRIPS 協定整合性が確保された。93 年改正では、パリ条約と整合的な審査・権利付与制度を確保するとともに、権利保護内容の明確化が行われた。この段階では、引き続き出願日から計算して 20 年の保護期間を設けるとする TRIPS 規定（TRIPS 第 33 条）等と一部不整合があったが、2000 年の改正では、同規定を含めその他強制許諾、平行輸入等の規定に関しても TRIPS 協定と整合的に改正された。

マレーシア商標法の近年の改正は、1994 年と 2000 年の 2 回である。1994 年の改正では、サービスマークの登録制度導入、パリ条約による優先権主張を認めること、存続期間を 10 年にする等の、権利範囲や手続き面での明確化がはかられた。2000 年の改正では、水際措置の規定を含め周知商標保護について明確に規定され、TRIPS 協定の整合性が確保された。

マレーシア国の著作権法は、1989 年のベルヌ条約加盟を受けて、これに整合するため 1990 年に改正法が施行された。また、工業意匠権法との関係を整理するため、デジタル上での著作権処理や著作権利用者と権利者団体との調整を容易するため、それぞれ 1996 年、1997 年改正法が施行された。この段階で、ほぼ TRIPS 協定との整合性は確保されていたが、残る実演家等の保護に関しては、2000 年改正法によって、この点についても整合性を確保するに至った。

マレーシア国の工業意匠法は、英国の登録意匠法（1949 年）をモデルに、1996 年に成立し 1999 年 9 月 1 日に発効している。本法は、成立の段階で既に TRIPS 協定との整合性を勘案したものとなっている。

その他、マレーシアにおいては、TRIPS 協定との整合化のために、2000 年 IC 回路配置保護法、2000 年地理的表示法、2000 年光ディスク保護法を整備している。トレード・シークレットに関しては、コモンローによる保護としている。また、特にデジタルネットワーク上での知的財産権の保護に関しては、1997 年コンピュータ刑法による保護を準備している。

法令エンフォースメントに関しては、民事・行政上の救済措置については、現行の知的財産権法、1980 年高等裁判所規則 (Rules of High Court)、特別救済法 (Special Relief Act, 1950) 等による規定、水際措置に関しては税関法、刑事上の手続きに関しては、取引表示法、関税法等による規定により、それぞれ TRIPS 協定と整合的な環境が整備されている。なお、水際措置に関しては、商標法及び著作権法においても、税関に対して登録機関に代わって取り締まることのできる権限を与えている。但し、TRIPS 協定第 53 条の担保又は同等の保証については、関税法において明確な規定がなく、運用によって整合性を担保している。

(2) TRIPS 協定履行に関わる関係機関

マレーシアにおける知的財産権主管の官庁は、国内消費者取引省 (Ministry of Domestic Trade and Consumer Affairs: MDTCA) であり、実際の審査登録等の手続きを担当するのが、国内取引部門の下部機関にあたる知的財産部 (Intellectual Property Division: IPD) である。知的財産部は、大別して商標、特許、工業意匠・著作権等その他の知的財産権を扱う 3 部門からなり、特許については、それぞれ更に工業技術、応用科学、形式審査の 3 部門に分かれている。また、サラワク、サバ地方支部を有し、別途取締り部門を有している。

知的財産権の水際措置に係る取締り当局は財務省の税関である。税関は、1967 年関税法に及び 1972 年売上税法に基づき、知的財産権侵害物品に係る検査、捜査、押収、または逮捕をする権限を有している。また、これら法律に基づいて押収の対象となる商品を所有していると合理的に疑われる者について、令状なしに逮捕することもできる。

内務省の下部機関として設置されているマレーシア警察では、知的財産権関係の取締りは商事犯罪部門の機関として、1943 年価格統制法、2000 年光ディスク法、1987 年著作権法、1952 年映画 (検閲) 法、1967 年関税法、1984 年印刷機・出版物法、それぞれに基づく権限を有している。

マレーシアにおける裁判制度では、知的財産権の侵害事件及び知的財産局長の決定に対する不服申し立て事件は、連邦裁判所 (最高裁判所)、控訴裁判所の下に設置された高等裁判所が第一審裁判所としての管轄権を有する。高等裁判所には、マラヤ高等裁判所とボルネオ裁判所の 2 種があり、マラヤ高等裁判所は西マレーシア、ボルネオ高等裁判所は東マレーシアについて、それぞれ裁判管轄権を有している。なお、マレーシアでは知的財産権

を専門に扱う裁判所は設置されていない。

知的財産権関係の教育・指導機関としては、主要な大学における知的財産権研究センター等の他に、国立行政研究所（National Institute of Public Administration : INTAN）及び知的財産研修センター（Intellectual Property Training Center of Malaysia : IPTC）が主要機関として教育活動を提供している。この内、INTAN では、これまで、一般的なセミナーや弁理士（Patent Agent）の資格試験のための特別コース等を提供してきたが、1997 年の IPTC 設置に伴い、教育プログラムの中心は、今後 IPTC に移るものと考えられる。

政府機関以外の知的財産権に係る主要な民間団体としては以下等がある。

- マレーシア知的財産協会（Malaysia Intellectual Property Association : MIPA）：知的財産権関係各種活動の推進母体。
- マレーシア映画・ビデオ保護サービス（FVPS）：著作権保護・施行に関する政策に対するロビー団体。国際映画協会（Motion Picture Association : MPA）加盟団体。
- マレーシアレコード産業協会（Recording Industry Association of Malaysia : RIM）：マレーシアの全レコード会社が加盟する業界団体。
- 音楽著作権保護協会（Music Authors' Copyright Protection : MACP）
- マレーシア・ビジネス・ソフトウェア同盟（Business Software Alliance : BSA）

2.3.2 マレーシアの支援ニーズ

上記のとおり、マレーシアにおいては、TRIPS 協定と統合的な法令は整備された状況にあるが、法令の実施面（エンフォースメント）においては、未だ徹底した知的財産権の保護体制整備は、必ずしも十分とはいえ、海賊版・模造品等の不正商品流通といった知的財産権侵害が多発していることも事実である。

この背景には、大規模な海賊版製造工場を有する犯罪組織の存在があげられるが、他方で、知的財産権関係法とその運用の歴史と経験の浅さから、一般消費者をはじめ国内産業の知的財産権保護に対する意識が未だ十分に醸成されていないという点も指摘できる。また、警察・税関といった取締り当局における陣容・人材の不足といった物理的な体制の未整備、水際における職権による取締りができないという未だ内在する制度的な未整備といった様々な課題がある。

国際的な通商・ビジネス、経済発展の観点からは、マレーシアにとってストックベースで GDP の約 50%を占める対内直接投資の拡大は極めて重要であり、その意味でも TRIPS と統合的にほぼ整備された法制度の円滑な運用確保が重要となっている。第 8 次マレーシア計画では、全ての経済セクターの付加価値向上に資する戦略的手段として、情報・知識集約型経済（knowledge-based economy）の発展を掲げ、特に、研究開発、科学技術分野にお

ける人材育成、情報通信技術（ICT）の導入活用促進、対内直接投資奨励によるこれら分野の発展を目指している。また、TFP改善を通じた成長のために、これら分野の発展推進に加え、知的財産権の保護・開発能力の強化をあげており、産業界の幅広いレベルにおける本分野の意識向上と人材育成が期待されている。

上記のとおり、本分野で期待される支援の範囲は、制度運用上の基盤整備、本分野における人材育成と、非常に広範にわたるものである。他方、同分野に関しては、本取組み以外でも、既に、JICAにおける他の枠組み、日本特許庁、WIPO、世界銀行等、多くの支援プログラムが提供されており、効率的国際的支援協力の観点からは、重複を避ける必要があるとの要請があった。こうした状況を踏まえ、本分野のカウンターパートとも協議の上、本取組みでは、TRIPS協定理解という観点から、人材育成面での基礎的な環境整備に資するセミナーの開催と、今後の教育プログラムに資する情報の提供との観点から、本プロジェクトで取り組まれたタイ及びインドネシアにおける教材開発の成果を均点するためのミニ・ワークショップの提供との、両ニーズに集中して対応することとした。

2.4 貿易の技術的障害に関する協定（TBT 協定）《コンポネント 4》

2.4.1 TBT 協定に関するマレーシア政府の活動

本節は、TBT 協定に関するマレーシア政府の活動、特にマレーシア標準局（DSM）及び TBT 照会所である SIRIM Berhad の役割、また TBT 協定に関連する分野においてマレーシアが直面する問題について整理する¹。

(1) 国際標準の策定

(a) マレーシア標準の策定のための政策ガイドライン

マレーシアにおける全ての標準策定委員会は、国際標準の採用及び適用に関して、その必要性を評価することが求められている。ISO のガイド 21 レコメンデーションは、国際標準の採用問題に関して方向付けを行っている。そのためマレーシアにおいては、国際標準化活動への参加を通じて、国際標準の採用が円滑化されている。

(b) 強制規格におけるマレーシア標準の活用

産業界及び政府関係省庁は、様々な手段を通じて多くの印刷物を利用することが可能となっている。規制担当省庁の中には、こうした標準を直接的に参照したり、あるいは行政指導などを通じて、マレーシア標準に強制的に準拠することを法制化しているところもある。DSM 及び SIRIM は、マレーシア標準を、より好ましい代替物として採用し、広範囲に用いることを奨励している。

(c) 政策レベルにおける国際標準化への参加

マレーシア政府は、以下の国際フォーラムに参加している。

- ISO: 評議委員、技術管理評議会 (TMB) メンバー、適合性評価委員会 (CASCO)、途上国問題委員会 (DEVCO)、及び消費者政策委員会 (COPOLCO) への参加、TC45 (ゴム及びゴム製品) / SC4 の事務局
- IEC: 政策レベルでの参加なし
- ITU、CAC: 関連省庁による参加

¹ 本節は、2002 年 9 月 5 日にクアラルンプールにおいて開催された TBT ワークショップにおける、SIRIM Berhad・Standards Management Department の General Manager である Mr. Rajinder Raj の報告資料に基づいている。

(2) TBT 協定の実施

(a) WTO/TBT 協定の実施のための運営体制

マレーシアにおいては、通商産業省（MITI）が国間貿易交渉問題について責任を有している。DSM 及び SIRIM Berhad は、ともに国際標準化問題に責任を有しており、なかでも SIRIM Berhad は、TBT 協定の通報所としての役割を果たしている。

SIRIM Berhad は、1993 年よりマレーシアの TBT 照会所の機能を担っており、2002 年 1 月からは、SIRIM Berhad 内の標準管理部が TBT 照会所となっている。TBT 照会所として、SIRIM Berhad は以下の役割を果たしている。

- 既存あるいは提案されたマレーシア標準、強制規格及び適合性評価システムに関し、海外からの照会に回答するための支援を行うこと。
- 他の WTO 加盟国による、貿易に影響を与える既存あるいは提案された標準、強制規格、あるいは適合性評価システムに対する国内からの照会に対する回答を行うための支援を行うこと。
- マレーシアの新規強制規格を TBT 協定の義務に従って WTO に通報する準備及び提出に関して支援を行うこと。
- 「WTO/TBT 通報ニュースレター」を通じて、政府関係機関や民間産業団体等マレーシアにおける利害関係者に対して、海外において策定されようとしている規制に関する情報を普及すること。
- TBT 国内作業委員会（NSC）を運営すること。

(b) TBT 協定国内作業委員会

TBT 協定に基づく通報義務に関する問題に対処するため、TBT 協定に関する国内作業委員会が以下の役割を果たしている。

図表 I -2-1 : マレーシアにおける TBT 国内作業委員会の体制

分野	内容
目的	<ul style="list-style-type: none">- TBT 協定に基づくマレーシアの権利と義務を効果的に実施することを検証すること。- TBT 協定に責任を有する関連省庁と協定に関連する問題を実施することを調整すること。
義務と責任	<ul style="list-style-type: none">- TBT 照会所の義務に関し、協定の運営及び行政手続きをモニターすること。- 貿易に対する障害となりうる輸出及び国内市場の問題・標準をモニターし、法制化すること。- WTO 通報への対応に関して関連省庁間の調整を行うこと。

	<ul style="list-style-type: none"> - WTO/TBT 委員会に対するマレーシアの通報を調整すること - 多国間貿易交渉委員会 (MTN) に対して TBT 問題に関する提言を策定すること。
メンバー	<ul style="list-style-type: none"> - 貿易、産業、消費者問題、健康、農業、科学に関連する省庁 - 規制官庁 - 貿易・産業分野の民間産業団体 - SIRIM Berhad (事務局)

2.4.2 過去のキャパシティ・ビルディング

マレーシア政府は、基準認証問題に関して、これまで様々なキャパシティ・ビルディング活動に積極的に参加してきた。これらは WTO、APEC、ASEAN など多国間あるいは地域間協力の枠組に基づくものであり、マレーシア政府は TBT 協定に関する二国間協力としては、JICA により今次プログラムが最初のものである。

図表 I-2-2 : マレーシアがこれまでに参加した TBT 協定関連の技術支援

タイトル	日程	場所	主催者
途上国及び移行経済国における国際標準化作業への参加強化に関するワークショップ	2002 年 2 月 14-15 日	バンコク (タイ)	ISO/WTO/JISC
WTO・TBT 協定及び SPS 協定の通報手続きに関する APEC シンポジウム	2002 年 5 月 29-31 日	バンコク (タイ)	APEC/NZ

出所：WTO 文書(G/TBT/W/186/Add.1, March 13 2003)

Ⅱ. キャパシティ・ビルディング活動

1. 協カプログラムの全体像

本プロジェクトでは、一過的な研修プログラムや機材供与とは異なり、プログラム実施に加え、その組成段階、実施後の体制整備段階それぞれで、WTO 協定履行能力の向上に資する技術移転を実行した。

本章では、目に見える形で実施されたプログラム（実施段階）の報告が中心となっているが、プログラムの目的やアジェンダ・構成の合意形成等として報告されている部分は、組成段階における技術移転活動の実績である。プログラム実施に至るまでの、数多くの協議・カウンターパート内での調整といった組織的な対応プロセスにおいて、多くの技術移転と組織強化の基礎の整備に資する取組みがあって合意形成につながった。

各支援プログラムの基本的な枠組み・方向性等に関しては、既に S/W 調査段階にて合意されたものであるが、組成段階におけるカウンターパート側のニーズの把握により、実施段階では、当初の設計を、よりカスタマイズすることができたと考える。ワークショップ等の講師に関しても、ニーズに即した最適な人材資源を、WTO 国内支援委員会をはじめ、日本の産学官専門家、WTO 事務局関係者、第三国専門家等、幅広い範囲から選定した点は、カスタマイズのプロセスを、より実効性のあるものに高める上で有効であったと考える。

実施後の体制整備段階のキャパシティ・ビルディング活動については、提言の形で次章にまとめるが、本提言も、プログラム実施までの実績を自助努力により発展的に継続するという観点から、組成段階と同様のプロセスを経て提示したものであり、この段階においても WTO 協定履行能力の向上に資する技術移転が実行されている。

本プロジェクトでは、冒頭「1.5 プログラムの基本方針」の部分でも概説したとおり、こうした各段階の充実と一貫性が確保されることで、プログラム終了後においても継続的に持続可能な能力向上の機会を、“キャパシティ・ビルディング活動のためのシステム”という形で提供することに重点を置いた。なお、プログラムの実施にはワークショップ講師等に外部から計 21 名の専門家を現地に派遣し、プログラムに投入した。

図表Ⅱ-1-1：キャパシティ・ビルディングプログラムの実施—全体像

支援対象協定・分野	カウンターパート	実施したプログラム	評価分析と提言
全体の調整	通商産業省 (Ministry of International Trade and Industry : MITI)	2002年5月：インセプション・ミッション 2003年3月：ラップアップ・ミーティングを開催、プログラム全体を総括。 6月：ファイナル・レポート提出	
農業/SPS	農業省 (Ministry of Agriculture) 保健省 (Ministry of Health)	2002年8月：農業/SPS協定全般に関する3日間のワークショップを開催 (講師：MAFF、民間専門家)。 マレーシア側：農業省・保健省を窓口として関係先へ案内。	左記ワークショップの評価分析結果をマレーシア側カウンターパートと共有し、ラップアップ・ミーティングにおける議論を経て提言を策定。
DSU	法務長官執務室 (Attorney General's Chambers)	2002年10月：DSU全般に関する2日間のワークショップを開催 (講師：経済産業研究所、学識経験者)。 マレーシア側：法務長官執務室を窓口として関係先へ案内。 2002年10月：DSU全般に関する5日間のワークショップを開催 (講師：学識経験者、Wilmer, Cutler & Pickering)	左記ワークショップの評価分析結果をマレーシア側カウンターパートと共有し、ラップアップ・ミーティングにおける議論を経て提言を策定。
TRIPS	国内取引消費者省 (Ministry of Domestic Trade and Consumer Affairs : MDTCA)	2002年10月：TRIPS協定全般に関する1日間のセミナーおよびミニ・ワークショップを開催 (講師：特許庁、民間専門家)。 マレーシア側：MDTCAを窓口として関係先へ案内。	左記ワークショップの評価分析結果をマレーシア側カウンターパートと共有し、ラップアップ・ミーティングにおける議論を経て提言の策定。
TBT	科学技術環境省標準局 (Department of Standards Malaysia : DSM)	2002年9月：TBT協定全般に関する3日間のワークショップを開催 (講師：METI、民間専門家)。マレーシア側：DSMを窓口として関係先へ案内。	左記ワークショップの評価分析結果をマレーシア側カウンターパートと共有し、ラップアップ・ミーティングにおける議論を経て提言を策定。

図表 II-1-2 : コンポネントとプログラムの実施方法

コンポネント	プログラム実施の方法	プログラムの狙い
農業／SPS 協定 実施能力向 (コンポネント 1)	ワークショップの開催	一過的研修機会としてのみのワークショップの開催ではなく、企画・組成段階から、プロセスノウハウの移転、協定実施能力向上自体に係る人材育成を図るとともに、今後、本実績が、自助努力によるキャパシティ・ビルディング活動継続のための端緒となる支援に重点を置いた。
DSU 実施能力向上 (コン ポネント 2)		
TRIPS 実施能力向上 (コンポネント 3)		
TBT 協定実施能力向上 (コンポネント 4)		

2. 現地における活動

2.1 農業／SPS 協定の実施能力向上支援《コンポネント 1》

2002年8月26日～28日の3日間にわたって、クアラルンプール市内のホテルにおいて、農業／SPS協定の実施能力向上支援を目的としたセミナーを開催した。3日間のセミナーは、(1)農業協定の一般的理解の向上、(2)日本の農産物流通システム、(3)SPS協定の一般的理解、(4)食品衛生とリスク・アナリシス、(5)日本の動物検疫システム、(6)日本の植物検疫システムの6セッションにわたって実施された。このうち、(2)については、農林水産省がASEANプラス3のフォローアップとして提案した「日本の農産物流通システムの理解促進プログラム」の実施約束に基づいているものである。

(1) 第1日目 (8月26日 (月))

(a) オープニング

オープニング・セレモニーでは、マレーシア国の Y.B. Dato' Haji Abu bakar Taib 農業省政務次官と小西正樹駐マレーシア大使のオープニング・アドレスに引き続き、田中 TA コンサルタントチーム団長よりワークショップの日程と講師陣を紹介した。参加者は、農業省、保健省、農業関係政府機関、民間企業等を中心に、約120名であった。

(b) セッション1

第1セッションとして、農林水産省・牛草哲朗氏による「農業協定に関する一般的理解」のセッションを実施した。主なプレゼンテーションの内容は、市場アクセス、国内助成、輸出規律を含む農業協定の解説であった。質疑応答に関しては、途上国が農業協定からベネフィットを得るためにはどのような対応が必要かに関して質問が集中した。

(c) セッション2

第2セッションとして、財団法人農協流通研究所・木村彰利氏による「日本の農産物流通システム」のセッションを実施した。主なプレゼンテーションの内容は、日本の農業及び農産物流通システムの現状と課題であったが、多様な機能を持つ農協の活動、果物・野菜の流通の実例を挙げながら、日本に特有な流通システムの現状が概説された。質疑応答においては、日本へのマーケット・アクセスに関連した具体的な質問が寄せられた。

(2) 第2日目 (8月27日 (火))

(a) セッション3

第3セッションとして、農林水産省・犬飼史郎氏における「SPS協定に関する一般的理解」のセッションを実施した。主なプレゼンテーションの内容は、SPS協定における権利と義務、ハーモナイゼーション、透明性、紛争処理等のSPS協定のフレームワーク、及び同一性、通告手続き等のSPS協定の一般的解説であった。質疑応答は、遺伝子組み替え作物への対応等、具体的な質問が14項目も寄せられ、この分野における関心の高さがうかがわれた。

(b) セッション 4

第 4 セッションとして、農林水産省・山本和貴氏による「食品安全とリスク・アナリシス」のセッションを実施した。主なプレゼンテーションの内容は、(1)食品安全の概念、(2)国際貿易とリスク・アナリシス、(3)Codex の概要、(4)リスク・アナリシスの構造及び内容の解説であった。質疑応答に関しては、参加者の専門的関心が高く、リスク・アナリシスの概念及び手法について、多くの質問が寄せられ、この分野に対する関心の高さをうかがわせた。

(3) 第 3 日目 (8 月 28 日 (水))

(a) セッション 5

第 5 セッションとして、農林水産省・吉村史朗氏による「日本の動物検疫システム」のセッションを実施した。日本の動物検疫システムの解説は、マレーシアにとって、今後動物検疫システムを WTO 協定と整合的に改善していくために参考になる分野である。「日本の畜産業及び獣医サービス」についての簡単な説明及び日本の動物検疫に係る法的枠組みの概説がなされた後、動物検疫の手続き、動物検疫の対象疾病、日本の動物検疫システムの概要について詳説された。質疑応答においては、非常に実務的な質問が活発に寄せられた。

(b) セッション 6

第 6 セッションとして、農林水産省・江口寛明氏による「日本の植物検疫システム」のセッションを実施した。日本の植物検疫システムの解説は、動物検疫システム同様、マレーシアにとって、今後植物検疫システムを WTO 協定と整合的に改善していくために参考となる分野である。「日本の植物検疫対象品目の輸入状況」についての簡単な説明があった後、植物検疫の手続き、植物検疫の対象疾病、日本の植物検疫システムの概要について詳説された。質疑応答においては、日本へのマーケット・アクセスに関連する質問が中心に寄せられた。

(c) クロージング及びプレスリリース

農業省の Deputy Secretary-General の Y.B. Encik Mohd. Zulkifli bin Abdul Rauf 氏のご出席を頂き、クロージング・セレモニーを開催した。田中団長のワークショップの要約に続き、Deputy Secretary-General より、クロージング・アドレスがなされた。引き続き、田中 TA チーム団長よりプレスに対するセミナーの概要報告がなされた。プレスに関しては、2 社が来場した。

(d) アンケート調査

セミナー終了後参加者全員を対象に配布していたセミナーの評価に対するアンケート調査表を回収するとともに、6 人の講師の方々からのセミナーに対するコメントも合わせて回収し、後述するセミナーの評価の参考とした。

2.2 DSU の実施能力向上支援《コンポネン 2》

2.2.1 プログラムの概観

TA コンサルタント・チームは、2002 年 5 月に第一次現地調査を行い、インセプション・レポートに基づき、WTO における紛争解決を担当している法務長官執務室と協議を行い、課題の特定、必要な支援の優先順位付け、そして具体的な技術移転プログラムの策定を行った。具体的な支援内容については、(1) 実際に WTO の DS 手続に参加した際に必要な実務レベルでの知識移転を中心とすることで合意された。また、想定される参加者を WTO の DS 担当者に限らず、より対象を広げることで法務長官執務室における諮問・国際課全体の底上げを図りたいとの要望が、法務長官執務室側から出された。同要請に基づき、DS 関連の知識移転のみではなしに、(2) WTO 全体の概要の説明、さらに (3) ドーハ閣僚会議以降の新交渉候補議題についても本プロジェクトにおいて取り扱う旨、TA コンサルタント・チームとの間で合意された。このような合意事項に基づき、DSU に係るキャパシティ・ビルディング活動として、DS エキスパートを中心とした講師陣によるワークショップ形式での知識移転を行うことで合意した。

事前協議を受け、2002 年 10 月 7 日～8 日にかけてプトラジャヤにおいて第 1 回ワークショップを、同 10 月 14 日～18 日にかけては、プトラジャヤ法務長官執務室内において第 2 回ワークショップを実施した。第 1 回ワークショップは、(a) WTO 協定および DSU の構造及び手続の概観、及び(b) シンガポール新課題と DSU 再検討を扱った。第 2 回ワークショップは、(c) 過去の DS 関連判例分析と(d) ワorkshop参加者による模擬裁判実施を目的として開催された。

2.2.2 第 1 回ワークショップ

第 1 回ワークショップには、法務長官執務室の法務官を中心に約 70 名が参加した。参加者数が、当初予定より増員されたのは、法務長官自身による強いイニシアティブに基づく。

ワークショップは、Datuk Seri Panglima Abdul Gani Patail マレーシア法務長官、及び佐々木十一郎 JICA マレーシア事務所次長の開会挨拶により開始された。

(1) 第 1 日目 (10 月 7 日 (月))

(a) セッション 1

慶應大学田村次朗教授によって「WTO 協定の基本構造」に関する講義がなされた。GATT 設立から WTO 設立に至る歴史、および WTO 協定の全体像 (内国民待遇、最恵国待遇、数量規制、貿易制限措置等) などに関して、詳細かつ分かりやすく説明がなされた。

(b) セッション 2

経済産業研究所研究調整ディレクター荒木一郎氏による「紛争解決(DS)実務」をテーマにしたセッションを実施した。プレゼンテーションにおいては、紛争解決小委員会の設置から、上級委員会による判断確定に至るまでの一連の手続きが、荒木氏の WTO 事務局における勤務経験等を交えながら、説明がなされた。

(2) 第 2 日目 (10 月 8 日 (火))

(a) セッション 3

荒木氏による「DS に係る最新動向」をテーマとした講義を実施した。主なプレゼンテーションの内容は、DS 判断が確定した後の実施の問題、紛争解決手続きの再検討作業の経緯、DS に係る途上国支援等であった。とりわけ、DS に係る途上国支援を目的とした現在の国際的な枠組みに関して、参加者から関心が寄せられた。

(b) セッション 4

田村教授による「環境及びその他重要事項に係る問題」のセッションを実施した。主なプレゼンテーションの内容は、WTO 協定と MEA (多国間環境条約) の関係、20 条解釈を中心とした環境関連ケースの解説、エコ・ラベリングや予防原則を巡る議論状況などであった。エビ・カメ事件報告もあり、特に環境問題を中心として、幅広い質問が参加者から寄せられた。

(c) セッション 5

田村教授による「ドーハ・ラウンドにおけるニュー・イシュー」のセッションを実施した。主なプレゼンテーションの内容は、ドーハ・ラウンドの経緯、農業交渉、貿易制限措置交渉、貿易と環境に関する諸議論、DS 手続きの改正などであった。

(d) セッション 6

第 1 回ワークショップの締めくくりとして、Ms. Azailiza Mohd Ahad 諮問・国際課第二課長補佐をコーディネーターとして、質疑応答のセッションを実施した。参加者から、荒木氏および田村教授に対して活発な質問が寄せられた。主な質疑応答は、WTO と GATT との質的な違い、世界貿易裁判所設立の是非、E-commerce を巡る議論状況、アミカス・キュリエなどについてなされた。

2.2.3 第 2 回ワークショップの結果

第 1 回ワークショップの翌週にあたる 10 月 14 日 (月) から 18 日 (金) にかけてプトラジャヤの法務長官執務室において、第 2 回ワークショップを開催した。第 2 回ワークショップは、実際の DS 実務に係るより実践的な知識移転を目的としてプログラムが策定されたため、参加者は、当初予定通り、法務長官執務室の諮問・国際課の法務官を中心とした 20 名前後を対象が絞られ、小規模でのインターアクションを重視したワークショップが開催された。

(1) 第 1 日目 (10 月 14 日 (月))

(a) セッション 1

清水章雄早稲田大学教授による「事例研究 1 (環境関連事例)」を実施した。具体的には、米国－キハダマグロ事件、米国－エビ・カメ事件、EC－アスベスト事件、日本－農産物事件など、WTO の紛争解決において特に貿易と環境が問題とされた事例に係るケース・スタディが行われた。特に、米国－エビ・カメ事件には、マレーシアが当事国であったこともあり、参加者から高い関心が示された。

(b) セッション 2

同じく清水教授による「事例研究 2 (貿易制限措置関連事例)」を実施した。主なプレゼン内容は、EU－寝具リネン事件、カナダ－航空機事件など、貿易制限措置に関連する事例研究であった。清水教授からは、実際に小委員会パネリストとしての経験を踏まえた実践的な事例解説がなされた。

(2) 第 2 日目 (10 月 15 日 (火))

(a) セッション 3

松下満雄成蹊大学教授による「事例研究 3 (途上国の利益の促進・保護)」を実施した。主なプレゼン内容は、WTO の紛争解決手続きに規定された途上国に対する特別規定 (S&D Treatment) に関する解説・有効な活用法であった。とりわけ、WTO 上級委員としての幅広い経験から具体的・実践的な DS 関連技術に係る事例解説がなされると同時に、途上国の立場にたったアドバイス等も併せて行われた。

(b) セッション 4

松下教授による「事例研究 4 (挙証責任、証拠など)」を実施した。主なプレゼン内容は、WTO 紛争処理の手続き部分 (挙証責任、証拠採用基準、審査基準、アミカス・キュリエなど) に関する解説であった。本セッションにおいて扱ったテーマは、実際に DS 手続きに携わる場合にはどれも不可欠な知識であると同時に、実際に WTO の DS 実務に携わった者でないと習得することが難しいという問題がある。このような観点からも、前 WTO 上級委員である松下教授による事例解説および前 WTO 小委員会パネリストの経験を有する清水教授からのコメントに対しては、参加者からも非常に高い関心が寄せられた。

(3) 第 3 日目 (10 月 16 日 (水))

(a) セッション 5

Bronckers 弁護士と McNelis 弁護士による「紛争解決に係る手続きとテクニックに関する解説 I」を実施した。主なプレゼン内容は、WTO 紛争解決の第一審を行う小委員会における諸手続および実際に審理に参加する際のアドバイス、またその問題点の指摘などであった。両弁護士は、DS 当事国に対するアドバイザーをはじめとした WTO の紛争解決に関する豊富な実務経験に基づき、実際に WTO の DS 手続において発生する諸問題を、わかりやすく解説した。

(b) セッション 6

松下教授による「紛争解決に係る手続きとテクニックに関する解説 II」を実施した。主なプレゼン内容は、WTO 紛争解決の第二審を行う上級委員会における諸手続及び実際に審理に参加する際のアドバイス、またその問題点の指摘などであった。

(4) 第 4 日目 (10 月 17 日 (木))

(a) セッション 7

松下教授、Bronckers 弁護士、McNelis 弁護士の指導のもと、「模擬裁判 (1) - 意見書作成 -」を実施した。主な内容は、参加者を申立国・非申立国の二つのグループに分け、模擬ケースに対する意見書をそれぞれ作成させた。三講師は、それぞれのグループ毎に適宜、助言を行った。

(5) 第 5 日目 (10 月 18 日 (金))

(a) セッション 8

松下教授、Bronckers 弁護士、McNelis 弁護士の指導のもと、「模擬裁判 (2) - 模擬裁判実施と講評 -」を実施した。主な内容は、申立国、非申立国、それぞれが意見書に基づいた答弁を行い、さらには質疑応答等の一連の WTO 紛争解決手続に則った模擬裁判を実施した。最後に、松下教授、Bronckers 弁護士、McNelis 弁護士から講評がなされた。

2.2.4 ワークショップの成果

TA コンサルタント・チームは、ワークショップの参加者に対してその成果を評価するためのアンケート調査を実施した。分析結果によると、参加者はおおむねワークショップの内容に満足と評価している。さらにワークショップにおいて習得した情報を同僚に知識移転するインセンティブを持ったとの回答も多く見られた。

今後のキャパシティ・ビルディング活動への期待に関しては、参加者からは以下のようなコメントが寄せられた。

DS 手続に係るより実務的な知識移転と法技術支援

模擬裁判の更なる充実

WTO 全般に係るより詳細かつ広範な知識移転

アンチ・ダンピング、セーフガードなどの貿易制限措置に係る知識移転

WTO における環境問題におけるより詳細な知識移転

2.3 TRIPS 協定の実施能力支援《コンポネン 3》

ワークプランに基づき、TA コンサルタントチームでは、国内取引消費者省（Ministry of Domestic Trade and Consumer Affairs : MDTCA）の知的財産部（Intellectual Property Division : IPD）との協議を行った結果、以下の通り、“WTO/TRIPS 協定と知的財産戦略の展望”に係るセミナーと、“知的財産権に関する教育／指導プログラムの方向性”に係るミニ・ワークショップを開催実施した。その概要は、以下のとおりである。

2.3.1 セミナーの内容

(1) セミナーの目的

セミナーの目的は、TRIPS 協定の枠組みを踏まえた国際的な知的財産権制度を、より効率的に運用・活用することに資する知識・情報を共有化することを一義的なテーマとし、キャパシティ・ビルディングの観点から、TRIPS 協定履行の必要性・重要性は理解しているが、協定の構成や原則、あるいは議論のポイントといった点には必ずしも十分な知識充実ができていない行政官僚を中心に、基本的な情報を提供することとした。

なお、本プログラムの趣旨から、参加対象を本分野に関わる行政官僚を中心としたため、知的財産戦略のテーマについては、必ずしも民間を対象とした実務的内容ではなく、行政官僚が TRIPS 協定の原則等を理解する上で、現実の経済活動においてどのように知的財産権が位置づけられるか、制度的に担保される知的財産権がどのような経済価値を持ち得るかという点を踏まえることができる内容として取り上げることとした。

(2) セミナーの概要

セミナーは、2002 年 10 月 28 日終日、クアラルンプール市内にて実施された。参加者数は、MDTCA 及び関係各省庁を中心に、教育機関、民間団体等から 106 名を数えた。内訳概要は、行政等公的機関から 72 名、民間団体・企業から 32 名、大学から 2 名で、行政関係では、MDTCA からの参加者が 41 名と中心で、MITI・MOSTE、農業省及び関係研究機関から各 6～7 名、その他 AG Chamber、厚生省、税関、検事局等からの参加があった。民間関係では、個別企業に加え商工会議所等の団体から 8 名の参加を得た。

(a) セッション 1 : 「TRIPS 協定履行の重要性」

まず、日本側講師、特許庁総務部国際課多角的貿易交渉対策室／国際協力室の渡辺仁室長より、最近の議論の動向等に触れつつ、TRIPS 協定の基本的原則とその意義を中心に講義が行われた。続いて、マレーシア側講師、MDTCA 商標上級審査官の Ms. Siti Eiasah Mahamad から、マレーシアの知的財産権制度に係る最近の動向、関係国内法令の TRIPS 協定との整合状況等が概説された。質疑応答部分では、内国民待遇・最恵国待遇等の原則に関する基

本的質問に加え、伝統的知識・公衆の健康に関する最近の動向、二国間取り決めの進展と TRIPS との関係等に関する質問が提起された。

(b) セッション 2 : 「知的財産戦略と TRIPS 協定 (パート 1) - 技術移転とライセンスング - 」

第 2 セッションからは、第 1 セッションを踏まえパネル・ディスカッション構成で議論が行われた。UFJ 総合研究所の御船昭顧問による基調講義では、技術移転と知的財産権の関係、技術移転上のライセンスング契約の意義等に関して、技術移転の形態の変化を踏まえて概説された。また、トレード・シークレットの位置づけ、技術との関係等についても触れ、国際化する知的財産権取引において TRIPS 協定等、国際的なルール・標準化が重要となっている点等に言及された。質疑応答部分では、パネリスト間、フロア・パネリスト間それぞれで活発な意見交換がされた。

(c) セッション 3 : 「知的財産戦略と TRIPS 協定 (パート 2) - 発明とその経済価値 - 」

葵特許事務所の西森浩司弁理士から掲題に関して基調講義が行われた。基調講義は、特許制度の重要性及び発明の経済的意義を中心に、日本における歴史的背景と経験、経済人としても発明家としても著名な代表的経営者の成功事例等を取り上げて講義が行われた。質疑応答の部分では、職務発明をどの様に取り扱うべきか、先進諸国の状況に迫いつくための近道はあるか、技術環境が益々高度化し特許出願も手続的に複雑になる状況にどのように対応できるか、といった点が議論となった。

2.3.2 ミニ・ワークショップの内容

(1) ミニ・ワークショップの目的

ミニ・ワークショップの目的は、TRIPS と整合的な国内法制施行後の知的財産権普及啓発及び TRIPS 協定履行促進のための国内教育充実に資するモデルトレーニング・教材を提供することを一義的なテーマとし、本キャパシティ・ビルディングの取組み全体の枠組みにおいてタイ及びインドネシアで開発された知的財産権関係の教育教材・カリキュラムの成果を謹呈することをプログラムの内容の中心とした。なお、モデルトレーニングは、タイ、インドネシアで実際に教材開発を担当した日本側講師が、日本における講師経験に加えそれぞれの国での指導経験を踏まえ提供された。

(2) ミニ・ワークショップの概要

ミニ・ワークショップは、セミナーに続く 2002 年 10 月 29 日終日、クアラルンプール市内にて実施された。本セッションは、当初から少人数のインタラクティブ性を重視しており、参加者数は、MDTCA 職員に加え、SIRIM、主要産業省 (MPI: Ministry of Primary Industries)、

教育機関からの参加を得て 22 名となった。

(a) イントロダクション・セッション

- モデルトレーニングに先立ち、石田 TA チーム副団長から、JICA キャパシティ・ビルディングプログラムのタイ及びインドネシアにおける取組みの概要、キーポイント等について、タイ・インドネシアそれぞれのアプローチの違いなどを交えて、教育プログラム維持・継続の観点から紹介された。

(b) セッション 1：モデルトレーニング「知的財産権の水際措置」

セッション 1 では、タイで開発された教材を用いてモデルトレーニングを実施した。モデルトレーニングで取り上げたテーマは、タイの教材の内、TRIPS における税関における知的財産権のエンフォースメント規定等を中心とし、日本における取締り状況・経験等とも比較する形で進められた。また、教材の開発過程にあったインドネシアにおける実績・効果を紹介しつつ、これら関係省庁における共通認識の醸成が法令のエンフォースメントの上だけでなく、教育プログラムにおいて知的財産権法令の理解促進にも寄与することが強調された。

質疑応答の部分では、日本をはじめとする他国の事例・状況等との比較をすることで、教育プログラムを充実できる点、タイで開発された教材の有用性やマレーシアにおいても利用可能性がある点などが指摘された。また、マレーシアにおける教育プログラムの現状やニーズに関しても意見交換がなされた。

(c) セッション 2：モデルトレーニング「発明とその経済価値」

本セッションでは、葵特許事務所の西森浩司弁理士から、タイにおける教材をもとにモデルトレーニングが行われた。本トレーニングでは、発明とその経済価値が中心的テーマとなったが、タイにおける経験からのキーポイントに加え、具体的なサンプル等を利用しながらインタラクティブにプログラムを進める指導技術についても紹介された。こうしたアプローチは、講義形式、ワークショップ形式双方の教育プログラムで取り入れ可能なものとして強調された。また、継続的な教育プログラムを実施するためには、講師の充実が必要であるが、講師の教育は一般市民に普及啓発活動をするより難しいので、講師教育プログラムは重要であり、その設計にあたっては指導技術をどのように伝えるかという点を十分考慮する必要がある点が指摘された。

(d) セッション 3：「タイ、インドネシアにおける経験のマレーシアへの適用可能性」

- 本セッションでは、それまでのセッションを受けて、基本的には標記をテーマにした参加者によるラウンドテーブル形式の議論を行った。

2.4 TBT 協定の実施能力向上支援《コンポネン 4》

2.4.1 プログラムの概観

TA コンサルタント・チームは、2002 年 5 月に第一次現地調査を行い、インセプション・レポートに基づき、標準担当部局である DSM、WTO 照会所である SIRIM Berhad との協議を行い、課題の特定、必要な支援の優先順位付け、そして具体的な知識移転プログラムの策定を行った。マレーシア側は、TBT 協定に関連する省庁及び民間セクターにおけるワーキング・レベル担当者の能力向上のために一連のセミナー／ワークショップを開催することを要望し、国際規格の開発、TBT 協定の内容に関する知識及び TBT 協定の照会所の役割について、能力向上を行うことに優先順位が付けられた。

こうしたニーズに基づき、TA コンサルタントチームは一連のセミナー／ワークショップの準備を開始した。2 日間のセミナーの目的は、国際標準の開発活動に参加することに関心を有する政府担当者及び民間セクターの担当者に対し、TBT 協定に関する情報提供を行うことである。知識移転の方法としては、講義形式が採用されたが、セミナーそのものは政府と民間セクターが意見交換を行う重要な機会であることに鑑み、TA コンサルタントチームは、様々な関連省庁及び民間セクターがセミナーに参加することを重視した。一方、ワークショップの目的は、マレーシア政府と日本の専門家の間でより活発な討議を行うこととされた。日本の専門家及びマレーシア側の代表者によるショート・プレゼンテーションに引き続き、活発な質疑応答及びコメントの提示が行われた。

2.4.2 TBT セミナーの内容

TBT セミナーは、2002 年 3 日～4 日に、クアラルンプール市内にて開催された。マレーシア政府関係者及び民間セクターの代表者合計 90 名が、セミナーに参加した。セミナーは、DSM 局長の Ms. Mariani Mohammad、佐々木十一郎 JICA マレーシア事務所次長の開会挨拶により開催された。

(1) 第 1 日目 (9 月 3 日 (火))

(a) セッション 1 : 「日本の標準化政策と JISC の標準化戦略」

藤代尚武・経済産業省基準認証ユニット国際チーム長補佐は、WTO/TBT 協定の批准に対応した過去の日本の国際及び国内標準化政策を紹介した。日本の国家標準機関である日本工業標準調査会が、標準化に関するマーケットニーズ及び社会的ニーズを踏まえて組織変革を行ってきたことを説明するとともに、産業界・消費者・規制当局等の国際標準化作業への参加の重要性を指摘した。

(b) セッション 2-1 : 「ISO における最新動向」

前 ISO 副会長の青木朗氏は、国際化時代における環境変化に対応した ISO 及び国際標準化作業の役割とその主要な検討課題について説明を行った。特に同氏は、発展途上国

を巻き込んだ形での国際標準化作業の重要性を強調した「ISOの戦略」が紹介され、市場ニーズや社会的ニーズに基づくISOのこれまでの努力の成果を強調した。

(c) セッション 2-2 : 「IEC における最新動向」

IEC 評議委員である住友電工顧問の油本暢勇氏は、IEC の役割に関して、IEC がいかに機能してきたか、そしてその最新動向に関して講義を行った。同氏は、規格を市場ニーズに適合させるとする IEC の基本計画、IEC のメンバー拡大とアジア太平洋地域センター (APRC) の設立、IEEE など規格開発組織 (SDO) との関係を紹介した。

(2) 第 2 日目 (9 月 4 日 (水))

(a) セッション 3-1 : 「TBT 委員会における最新動向」

経済産業省基準認証ユニット標準協力調整官の田口左信氏は、TBT 協定の義務、TBT 協定実施にあたっての日本の経験、第二回三年見直しの結果をふくむ TBT 協定に関する最新の議論を紹介した。

(b) セッション 3-2 : 「日本における TBT 照会所の役割」

TA コンサルタントチームの小田正規は、TBT 協定第 2 条及び第 10 条に基づく TBT 照会所の役割について講義を行った。

以上 2 日間のセッションを受け、全講師に対する活発な質疑応答が行われた後、SIRIM Berhad の Mr. Rajinder Raj 及び TA コンサルタントチームの小田正規より閉会の挨拶が行われ、セミナーを閉会した。

(3) TBT セミナーの成果

セミナーの目的を考慮すると、セミナー自身は政府関係者と民間セクターに対して TBT 協定に関連した情報を普及する非常に良い機会になったものと考えられる。また TA コンサルタントチームは、セミナーの参加者に対してその成果を評価するためのアンケート調査を実施した。分析結果によると、参加者の多くにとって、本セミナーは TBT 協定及び国際標準化団体に関する知識を得るはじめての機会であったことが判明した。

2.4.5 TBT ワークショップの結果

セミナーに引き続き、日本側専門家とマレーシア政府関係者によるクローズド・ワークショップが、2002 年 9 月 5 日に、セミナーと同会場である、クアラルンプール市内のホテルにて開催された。

(1) TBT ワークショップの内容

TBT ワークショップは、マレーシア政府の代表者及び SIRIM Berhad の代表者合計 25 名

が参加して開催された。5 つのトピックに関して、ショート・プレゼンテーションの後に、追加的なコメント、質疑応答、フリーディスカッションという流れを繰り返すことにより実施された。

ワークショップは SIRIM Berhad の Mr. Rajinder Raj の開会挨拶から開始された。

(a) セッション 1 TBT 協定

トピック 1 TBT 協定の内容

TA コンサルタントチームの小田正規は、TBT 協定の重要条文を説明した。参加者は、日本政府が基準認証体系の規制改革を通じ、TBT 協定の義務をどのように実施してきたのかということを中心に議論を行った。

トピック 2 貿易に対するインプリケーション・標準化及び適合性評価の重要性

続いて、TA コンサルタントチームの久野新から、国際標準化の費用と便益に関するプレゼンテーションが行われた。参加者の関心は、主として国際標準化の費用と便益をどのように算出するかということに集中した。

トピック 3 TBT 照会所の役割

再び TA コンサルタントチームの小田正規は、TBT 協定第 10 条に基づく TBT 照会所の役割に関してプレゼンテーションを行った。

(b) セッション 2 TBT 協定の実施

トピック 4 マレーシアにおける国際標準化活動と TBT 協定の実施に係る現状

SIRIM Berhad の Mr. Rajinder Raj は、掲題の内容の包括的なプレゼンテーションを行った。同氏は国際標準の採用に関するマレーシアの政策を紹介するとともに、国際標準化活動における SIRIM Berhad の役割を説明した。さらに、マレーシアにおける TBT 照会所との活動及び役割、及び TBT 通報に関する国内調整システムについても説明を行った。

トピック 5 貿易担当官／規制当局の役割

経済産業省基準認証ユニットの田口左信標準協力調整官は、貿易担当官と規制担当官の関係について報告を行った。

最後に、DSM 標準課長の Ms. Khalidah Musutafa 及び TA コンサルタントチームの小田正規の開会挨拶により、ワークショップを終了した。

(2) ワークショップの成果

ワークショップを通じ、参加者は日本側専門家と活発な意見議論を行うとともに、マレーシア側政府担当者間とも意見交換を行うことができた。また、ワークショップ参加者に対するアンケート調査に基づき、TA コンサルタントチームは、TBT 協定に関する知識強化として、TBT 通報、国内規格の国際標準整合化、及び国際標準化活動への参加に関して、依然として課題が存在することを認識した。

Ⅲ. 評価と提言

1. 協カプログラム全体に対する評価と提言

1.1 評価

プログラムの完了時点での評価は、参加者、講師、カウンターパートの三者からの意見、コメント等をベースに評価を行う。参考までに活動開始時点で準備したプロジェクト・デザイン・マトリックス（PDM）を添付する。

参加者アンケートからは、約 70%から 80%の範囲で「有意義」との回答を得ているが、内容については、「より具体的な」内容を希望する意見もあり、これは概説的な内容に留まらざるを得なかった農業／SPS のケースに見られた。一方、より踏み込んだ内容を盛り込んだ DSU の場合は、専門性の高いセッション、模擬裁判に対し高い評価がなされた。日本の経験の紹介に関しても高い関心が示された。（農業／SPS、TBT）

講師陣からは、講義のテーマ設定、参加者の知識レベル、カウンターパート側の姿勢、会場の設備等に関して概ね満足の結果であったとの評価を得た。また、さらに専門的な内容のキャパシティ・ビルディングの必要性があるとのコメントも講師側から示された。（農業／SPS）

カウンターパート側からの評価としては、特に DSU において、法務長官自身も参加し、マレーシア側の極めて熱心な準備と実施面でのオーナーシップが発揮された。それぞれのカウンターパート機関は必ずしも JICA ベースの技術協力の経験はないものの、提供されるプログラム・インプットを十分に吸収・活用しようとの意欲がそれぞれに感じられた。知的財産権の関係では、タイで開発したテキストを紹介し、マレーシア版を作成することに対して、カウンターパート側のコミットメントが示された。

マレーシアにおける協カプログラムは先行したタイ、インドネシアで扱っていない分野（農業／SPS）および取組み（DSU）がなされ、これらは、受け入れ側にとっても初めてのものではあった。その効果の発現を客観的に評価するには、時間の経過を待つ必要があるものの、現時点での評価としては、今後の更なるキャパシティ・ビルディング支援への要望としても各カウンターパートから示されたことに現れているとみることが出来る。

1.2 全体への提言

キャパシティ・ビルディングに関しては、「APEC 戦略計画」において、各国のニーズに応じて実施されるべきとの主張が盛り込まれ、1) 協定実施のための知識やノウハウの充実、2) 国内法制の整備、3) 機材等関連インフラの整備、4) 交渉技術の取得、5) WTO における紛争処理能力の取得、6) WTO 加盟支援の 6 項目のプログラムが提案された。更に、2001 年 3 月の日本政府・WTO・UNDP・OECD/DAC の主催による「貿易関連キャパシティ・ビルディングに関する沖縄ワークショップ」において、1) WTO 協定実施のための国内法制度整備に直接裨益するような協力、2) WTO 協定実施によって享受されるメリットが明確に示されるような配慮が必要との方向性が打ち出され、「WTO 協定別アプローチ」が重要であるとの見解が共有された。

マレーシアからの本プログラム要請の内容は WTO 協定の一部であり、同国がとっている産業政策と WTO 協定の整合性、経済のグローバル化に対する考え方などの背景もあり、かなり「選択的」なコンポーネントにおける協力となった。これら対象となった分野に限ってみても、各カウンターパート機関は、行政組織の規模がタイ、インドネシアに比べ小さいこともあり、今後のキャパシティ・ビルディングへの必要性は極めて高いと言える。この観点から下記の点を、全体を通じての提言として示す。

(1) 人材と組織の強化

上述したとおり、マレーシアの行政組織の規模は比較的小さく、WTO 協定の分野ごとの対応窓口担当は極めて限定された陣容で対応している。WTO 協定の内容が細分化され、それぞれに膨大な書類のやりとりが発生しつつある現状において、どこまでまともに対応すべきか、という問題は発展途上国共通の悩みである。このような組織のキャパシティについて言えば、ASEAN 諸国の現状はアフリカ等のより小さな国に比べれば整備されているも見られている。

コンポーネント毎の問題は各論で触れるが、このような状況で単に、「人員を増強し、強化すべき」ということだけでは、実行可能な提言とは言えない。ここには、戦略が必要である。即ち、重点分野の絞込み、国益に沿った対応戦略と、そのために必要な人材と組織、ということとなろう。これらの政策にかかわるマターは各行政府にて検討すべきことであり、その実施を支えるために技術的なインプットが必要であれば、さらに外国等の支援を求めることが適切であろう。

今回のキャパシティ・ビルディング協力は、そのような取組みのためのきっかけと、一部にはモデルを示したとも言える。今回の成果をベースに更なるキャパシティ・ビルディングの検討が望まれる。

(2) 情報共有と活用の促進

マレーシアでは、行政機関等における情報インフラの整備は進んでおり、パソコンの普及、インターネットへのアクセス等についての大きな障害はないと見られる。一方、WTO 関連の情報は膨大であり、DSU においても一つ一つのケースを集めることだけでも相当なデータ量になる。よって、情報の共有と活用の推進は上述の戦略との関係で、メリハリをもって取り組むことが適切である。

農業/SPS は生産者、輸出業者である民間セクターの関心も高く、民間への情報提供と共有を進める上でも、情報の整理が必要である。これは諸外国へのマーケット・アクセスのためにも、各国の検疫制度などを紹介するなど、行政側からの情報提供が望まれる。

(3) ASEAN 域内協力の推進

本プログラム実施中の 2002 年 10 月、クアラルンプールでは世界経済フォーラムのアジア会合が開催され、同じころ、「ASEAN+3」の事務局をクアラルンプールに誘致したいとのマレーシア政府高官の発言が現地新聞に報道されていた。本プログラムでは ASEAN の 4 ヶ国を対象に協力を実施しているが、コンポーネントによっては共通の関心事項も多く、今後のキャパシティ・ビルディングを展開するにあたっては、各国個別というよりは、共通テーマは共同でセミナー、ワークショップ、パネル・ディスカッションというかたちをとることにより、情報を提供するリソース側の制約も緩和され、域内各国の主体性も発揮できる。

このような観点から、マレーシアにおいて関心が高いテーマについて、周辺国と共同で技術移転会合をクアラルンプールで開催する、というかたちの技術協力が今後、外国が支援するとしても取り組みやすいと考えられる。例えば、DSU、あるいは知的財産権 (TRIPS) などが分野としては考えられ、他の ASEAN 各国がホストを努めるのにふさわしいテーマもそれぞれにあると思われる。仮に日本の経験が求められた場合でも、日本へ参加者を呼ぶよりは、ASEAN へ講師を派遣するということであれば、負担も大きくはないであろう。

図表Ⅲ-1-1：プロジェクト・デザイン・マトリクス

案件名：APEC 地域 WTO キャパシティ・ビルディング協力プログラム（マレーシア）

期間：2002年5月～2003年3月

プロジェクトの要約	指標	指標データ入手手段	外部条件
上位目標 WTO 加盟国として多角的貿易体制からのメリットを享受するために、WTO 協定の内容を理解し、実施、交渉できる能力を獲得する。	マレーシアの行政官の WTO 制度の活用と交渉での人材リソースが数および能力の面で、プログラム開始時に比べ増加する。	・マレーシア政府の WTO 関係スタッフの活動記録	・中長期的なアジア地域経済の安定
プロジェクト目標 本プログラムの技術移転（農業/SPS、DSU、TRIPS、TBT）により、行政官の協定理解・実施・交渉能力が向上する。	2004年までに WTO 協定の内容を熟知した関係者数がプロジェクト開始時に比べ増加する。	・アンケート調査 ・ヒアリング調査	・マレーシアの対 WTO 政策及び多角的貿易政策に変更がない。
成果 (1)農業協定/SPS 協定担当の農業省、保健省を中心とする関連機関の理解と知識が向上する。 (2)法務長官執務室を中心とする DS 担当の行政官の理解が促進される。 (3)国内消費者取引省および関係機関の行政官の、TRIPS 協定の理解と知的財産権行政の実施能力が向上する (4)標準局、SIRIM 等、TBT 協定に関する行政官の理解が促進する。	(1)WTO 協定関係省庁で情報が共有され、調整能力が向上する。 (2)DSU にかかる行政手続き能力が向上する。 (3)TRIPS 協定、知的財産権行政のエンフォースメントが強化される。 (4)TBT 協定に関する行政官の、国際標準化活動への適切な参加が増大する。	・アンケート調査 ・ヒアリング調査	・行政官及び業界関係者に対して、継続的な技術移転が実施される。 ・各機関の WTO 担当者数が激減しない。
活動 (1)セミナー開催による知識移転 (2)ワークショップ開催による知識移転 (3)セミナー開催およびカリキュラム/教材を用いた講習会開催による知識移転 (4)セミナー/ワークショップ開催による知識移転	投入 日本： 人材 コンサルタント(コア) コンサルタント(追加) 行政官 外部専門家 業務調整員 プロジェクト運営費用	海外： 人材 WTO 事務局スタッフ 外部専門家 現地： 人材 カウンターパート	・技術移転を受けた行政官等が継続的に WTO 関連業務にかかわる。 前提条件 WTO 協定実施に係る各省庁担当者がプロジェクトに反対しない。

2. 各分野に関する評価と提言

2.1 農業／SPS 協定の実施能力向上支援《コンポネント 1》

農業／SPS 協定分野の実施能力向上支援を目的とした今回のセミナーの結果を評価するに当たっては、(1) 参加者からのアンケート調査の結果、(2) 講師からのコメント、(3) インタerview・レポートに対するコメントを通じたカウンターパートからの評価の 3 つのリソースから得られる考察を基に評価することとする。

2.1.1 評価

(1) 参加者アンケートの結果

セミナー終了後、全参加者を対象に参加者アンケートを実施した。118名の参加者のうち、72名が有効回答を寄せ、有効回答率は 61%であった。アンケート調査から明確に読み取れるポイントは以下の 3点である。

- (a) 5段階評価、すなわち最高ポイントを 5.0とした場合の「セミナーは有意義であったか」との質問に対して、有効回答数は 71、平均ポイントは 4.08であり、概ね有意義であったとの評価であった。
- (b) しかしながら、5段階評価、すなわち最高ポイントを 5.0とした場合の「セミナーから得られた知識を自分の仕事に活用できるか」との質問に対しては、有効回答数は 70、平均ポイントは 3.39であり、比較的低い評価であった。
- (c) 個別コメントでも、「具体的なケース・スタディ」、「植物検疫あるいは動物検疫に係る日本におけるハーモナイゼーションの経験の解説」等の、より具体的な個別の 이슈を取り上げて解説して欲しかったとのコメントが寄せられた。

(2) 講師からのコメント

セミナー終了後、6名の講師陣方から、セミナーの内容、技術移転効果、ロジスティックス等についてコメントを頂いた。コメントは以下の 3点に要約される。

- (a) 農業／SPS 協定等の各分野で、参加者の基本的知識の向上に資することができ、意義のあるセミナーであった。
- (b) 質疑応答において、より詳細な内容を求める参加者が多く、テーマを限定した小グループのセミナーが更に必要であると感じた。
- (c) セミナーの効果が今後マレーシア政府全体の施策として展開されるように、フォローアップが必要と考える。

(3) カウンターパートの評価

インテリム・レポートに対するコメントを通したセミナーの評価は、以下の 3 点に要約される。

- (a) 農業協定、SPS 協定、リスク・アナリシス、日本の農産物流通、動物検疫、植物検疫の各分野で、参加者の基本的知識の向上に資することができた。その意味からも、各分野の基本的理解の底上げにつながったことは有意義なことである。
- (b) 「日本の農産物の流通」の紹介は大変興味深かった。
- (c) 質疑応答において、それぞれの分野の専門的質問が集中した。これは、農業／SPS 協定の一般的理解向上のニーズを超えて、より実務的な知識、経験、ケース・スタディ等の解説に対するニーズの高さを示しているものと思われる。

(4) 総合評価

これらの参加者アンケート、講師コメント、カウンターパートからのコメントを総合すると、全体を通して以下の評価を与えることができよう。

- (a) 農業協定、SPS 協定の主要コンポーネント及び「日本の農産物流通」の各分野で、参加者の基本的知識の向上という当初の目的を達成することができた。その意味からも、各分野のキャパシティの底上げにつながった。
- (b) 今後、この結果を農業／SPS 協定の履行能力向上につなげるためには、より実践的な知識、経験、ケース・スタディ等に関する何らかのキャパシティ・ビルディングプログラムの追加的実施が求められる。

2.1.2 提言

本キャパシティ・ビルディング支援の背景を踏まえ、今後さらにマレーシア政府の農業／SPS 分野のキャパシティ・ビルディングを加速化するために、以下の 5 項目の提案をする。

(1) 農業／SPS 協定関連部局の組織強化

マレーシアの農業／SPS 協定関係者の同協定に関する一般的理解向上を、今後組織としての力にするためには、マレーシア政府の農業／SPS 関連部局の組織整備・強化が欠かせない。前述したように、農業省及び第一次産業省が農業協定に関するコミットメントの履行を基本的に所管している一方、同省の農業局及び獣医サービス局が、動物・植物検疫に関する SPS 協定の実施に責任を負う部署を構成している。また、保健省の公共保健局・食品品質管理部が、食品検疫に関する SPS の窓口となっている。農業／SPS 協定とも、非常に複雑な

手続き、WTO・関連機関との頻繁なコミュニケーション・会議への参加、膨大なドキュメント作成等が必要とされており、農業省・保健省の農業／SPS 関連部局の組織強化は必須である。

農業協定に関しては、いわゆるビルトイン・アジェンダとして、2000 年初めから、第一フェーズから第三フェーズまでの、後述するような多様な農業協定の交渉・履行を要する。また、SPS 協定に関しては、法制度整備及び国内法規のハーモナイゼーション、オペレーションにおける履行能力、SPS 及び Codex のコンタクト・ポイントとしての渉外活動といった複雑なミッションに対応する必要がある。このように、農業／SPS 協定関連部局を必要とされるファンクションに整合的に再編成する必要がある。

JICA のプロジェクト方式技術協力の支援が入っている食品検疫部を見てみると、1) Development of Food Standard、2) Research and Monitoring、3) Industry、4) Information Technology、5) Enforcement、6) Laboratory Service、7) Codex : General Principles、8) Codex : Commodity Standard、9) Codex Secretariat、10)各 Administration 担当の合計 45 名のスタッフで構成されているが、その体制は十分ではなく、農業省・保健省の農業／SPS 関連部局の体制を WTO 協定と整合的にする余地は残っている。しかしながら、食品検疫分野の関しては、JICA の食品衛生分野のプロジェクト方式技術協力により、包括的な協力が実施されており、食品検疫部の体制は整備されつつある。

また、植物検疫分野に関しては、植物検疫サービスを必要とするエントリー・ポイントは全国で 48 ヶ所（12 の空港、23 の海港、及び 13 の国境チェック・ポイント）あるが、本省の作物保護植物検疫部の植物検疫行政の施行の担当官が 6 人、法律及び輸入管理の担当が 8 人配属されているだけである。

このような状況を鑑みて、TA コンサルタント・チームは、農業協定、動物検疫、植物検疫関連分野の部局について、効率的なマンパワー及び組織に再編成するための調査を開始することを提案する。

(2) 農業／SPS 協定関連に係る個別専門分野人材の育成

農業／SPS 協定関連部局の組織強化に加えて、セミナーの評価からも導き出されたように、農業／SPS 協定関連の人材育成の個別専門分野は多岐にわたり、以下の 5 分野の専門性・能力を持つ人材を育成するためのキャパシティ・ビルディング協力を継続する必要がある。

(a) ウルグアイ・ラウンド及び新ラウンドの合意事項の履行能力

農業交渉は新ラウンドの一部として、農業委員会特別会合で行われており、2000 年 3 月

から 2001 年 3 月までに第一フェーズとして 7 回、2002 年 2 月までに第二フェーズとして 5 回の会合が開催された。第一フェーズにおいては、121 ヶ国から合計 45 の交渉提案が提出され、これらについての説明・議論が行われた。第二フェーズにおいては、各国提案に基づき、1) 市場アクセス、2) 国内助成、3) 輸出規律といった交渉のメイン・ポイントについて議論が行われた。また、第三フェーズとして、2003 年 3 月末が期限であったモダリティーの合意には至っていないものの、現在当該モダリティーの交渉中である。

ウルグアイ・ラウンドの合意内容の理解に加えて、今後、この新ラウンド合意後の履行に必要とされる農業協定に関する知識も必要とされる。具体的には、市場アクセスについては、1) アクセス数量、2) 関税割当制度、3) 関税水準、4) 特別セーフガード、5) 輸入国家貿易の 5 つのサブ・イシュー、国内助成については、1) AMS (助成合計量)、2) 「青」の政策、3) 「緑」の政策の 3 つのサブ・イシュー、輸出規律については、1) 輸出補助金、2) 輸出信用、3) 輸出規制・輸出税、4) 食糧援助、5) 国家備蓄構想、6) 輸出国家貿易の 6 つのサブ・イシューに関する体系的な知識が必要とされる。

(b) 貿易政策検討制度への対応能力

貿易政策検討制度 (TPRM : Trade Policy Review Mechanism) は、WTO 協定附属書 3 に規定されており、WTO 協定遵守の促進や透明性確保を目的とし、全ての加盟国の貿易政策及び貿易慣行が定期的な検討の対象となっている。最大の影響力を有する 4 つの加盟国は 2 年ごと、マレーシアを含む主要 16 加盟国は 4 年ごと、その他の途上国は 6 年ごとに、WTO の指定する報告書形式で報告する義務がある。この TPRM において、農業/SPS 協定部分が WTO 協定と整合的であるとの報告書を作成するための対応能力が必要とされる。

(c) 「実施問題」への対応能力

WTO 設立以降、多くの途上国は農業/SPS 協定を含む一部協定の「実施」を困難として、リバランス (経過措置延長等の義務の緩和・免除) を求めてきたが、この「実施問題」は、ドーハ閣僚会議の閣僚宣言において途上国が義務緩和を要求していた約 100 項目のうち、約半分の 50 項目について途上国に対する優遇措置が決まった。下表は、農業/SPS 分野における実施事項に関する決定事項の概要であるが、今後未決定の事項及び決定事項のフォローアップを実施する対応能力が必要とされる。

(d) 特別セーフガードの発動等の紛争処理手続きに対する対応能力

特別セーフガードの発動は、手続きに関するキャパシティの代表的なものであるが、その発動には、かなりの知識・経験が必要とされる。特別セーフガードを規定している農業協定第 5 条には、i) 対象品目、ii) 発動要件、iii) 措置内容、及び iv) 発動期間の条項があ

り、特別セーフガードのメリットを享受するためには、発動に携わる担当者は条文の正確な理解が必要となる。

(e) 食品衛生等の規格策定及び運用面でのハーモナイゼーションへの対応能力

SPS 協定の今後の焦点は、Codex、OIE（国際獣疫事務局）、IPPC（国際植物防疫条約）の規格策定への対応及びこれらの規格への国内法規のハーモナイゼーションも重要なキャパシティである。例えば、Codex では、全般問題規格部会（残留農薬部会、食品表示部会等 9 部会）、食品規格部会（食肉衛生部会、加工果実・野菜衛生部会等 12 部会）、地域調整委員会（アジア地域調整委員会等 5 部会）、特別部会（バイオテクノロジー応用食品特別部会等 3 部会）といった多くの部会が食品衛生関連の規格作成に携わっている。また、コーデックス規格を作るには、通常、1) CAC 総会・作成開始、2) 規格案作成、3) 各国コメント提出、4) 部会会議採択・必要に応じ修正、5) CAC 総会の承認、6) 各国コメント提出、7) 部会会議採択・必要に応じ修正、8) CAC 総会で正式採択・Codex 規格完成といった 8 つのステップを要し、これらのステップへのコメント対応等多くの対応能力が必要とされる。

上述した 5 分野の専門能力におけるキャパシティー・ビルディングの需要に対応するために、TA コンサルタント・チームは、マレーシア政府が、現存するマレーシア技術協力プログラム（MTCP）を活用して、上述した 5 分野のいくつかの短期セミナーを実施することを提案する。MTCP は、1980 年にマレーシア政府が打ち上げた、マレーシア及び他の途上国との間の南南技術協カスキームであるが、現在までのところ、農業／SPS 関連では、以下のトレーニング・プログラムが実施されてきた。

- (i) 動物検疫管理
- (ii) 獣医サービスにおける情報通信技術の活用
- (iii) HACCP ベースの検査システム

TA コンサルタント・チームは、マレーシア政府がドナーの支援も受けながら、MTCP を拡充して、以下のような 5 分野のプログラムを実施することを提案する。これらのプログラムの内容・講師・参加者・優先度は以下のとおりである。

図表Ⅲ-2-1：MTCP を活用した農業／SPS 協定関連に係る個別専門分野人材育成プログラム

プログラム	内容	講師	参加者	優先度
プログラム 1	新ラウンドの現状及び交渉内容の理解	WTO 事務局 2 国間援助機関	MITI, MOA, MOH, MPI, 民間セクター	高
プログラム 2	貿易政策レビュー・メカニズムの理解	WTO 事務局 2 国間援助機関	MITI, MOA, MOH, MPI	比較的 低
プログラム 3	実施問題の理解	WTO 事務局 2 国間援助機関	MITI, MOA, MOH, MPI	中

プログラム 4	紛争処理の手続きの理解	WTO 事務局 2 国間援助機関	MITI, MOA, MOH, MPI	高
プログラム 5	標準化及びハーモナイゼーションの理解	FAO, Codex, OIE, IPPC 2 国間援助機関	MOA, MOH	高

(3) 農業／SPS 協定関連情報の共有化

今回のセミナーにおいて、農業／SPS 協定に関する基本的な知識・情報が農業／SPS 関連部局の職員に技術移転することができたが、今後さらにこれらの知識を深化させ、マレーシアの農業／SPS 協定の履行能力に繋げるためには、これらの知識を組織として共有化することが必須である。「戦略的 APEC 計画」においては、パソコン等の情報関連機器に対するニーズを中心とするハードへの協力が必要とのニーズ分析がなされているが、コンピュータの整備だけでなく、農業／SPS 協定関連情報のデータベース化等、ハードとソフトをパッケージで協力することが有効と思われる。具体的には、次の 3 つの協力に関してニーズが高いと思われる。

(a) 農業／SPS 協定関連部局間のナリッジ・マネージメント

農業／SPS 協定に関する情報は多岐にわたる。情報の管理、ナリッジ・マネージメントは、多くの職員が農業／SPS 協定に関する知識をリアル・タイムで共有することを可能にするため、農業／SPS 協定のスムーズな履行に欠かせないファクターである。農業協定に関しては、ウルグアイ・ラウンドの合意内容、新ラウンドの交渉状況等の農業協定関連情報、SPS 協定に関しては、SPS 協定の概要、動物・植物・食品検疫の国内法制度情報、Codex、OIE、IPPC の基準情報これらの情報、紛争処理・セーフガードなどにかかわる通報文書、更には関連セミナー・ワークショップのデジタル化された資料等をネットワーク上で関係者は誰でも閲覧でき、コメントをつけられるようなシステムが理想的である。

農業省及び保健省の IT の活用状況に関しては、農業省はウェブサイト (<http://agrolink.moa.my/>)、保健省はウェブサイト (<http://www.moh.gov.my/>) を設置しており、それぞれ各部のウェブサイトも設置している。特に、保健省の公共保健局・食品品質管理部は、特に充実した独自のホームページを設置している (<http://fsis.moh.gov.my/fqc/>) が、いずれも一般的な情報の公開に留まっている。これらのホームページ上に、農業省・保健省は Intra Net を運用しているようであるが、この Intra Net を活用し、通商産業省、農業省、保健省などの WTO 関連省庁間の農業／SPS 協定関連のナリッジ・マネージメント・システムを構築することを提言する。

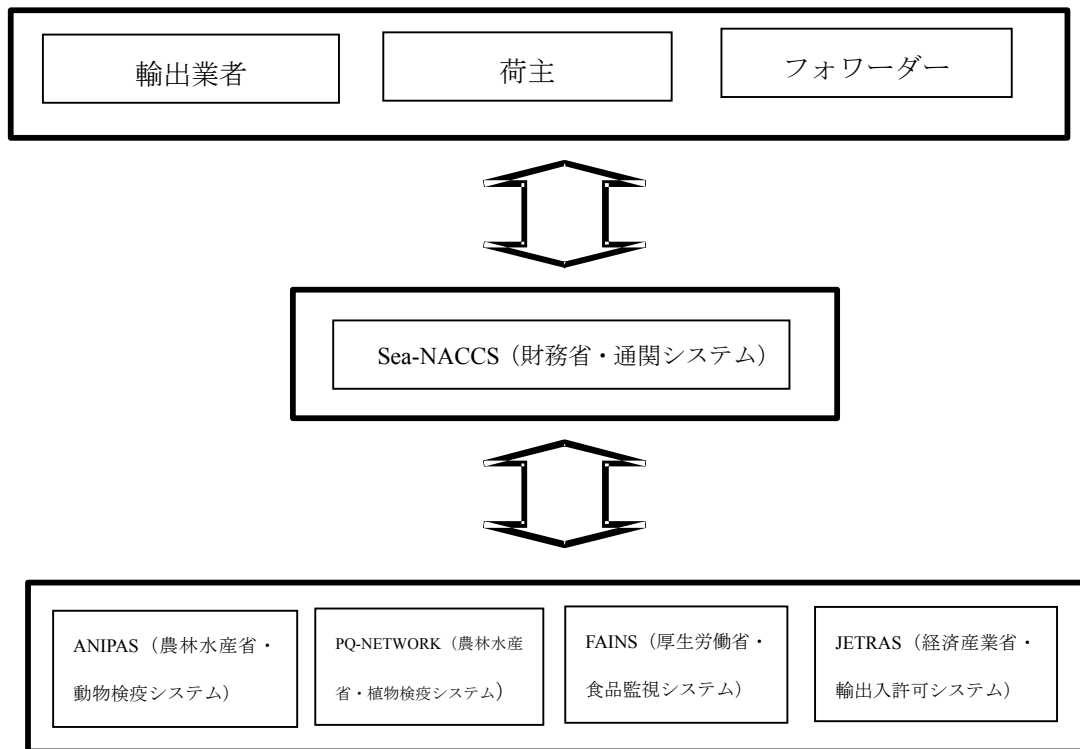
(b) 動物検疫・植物検疫・食品検疫関係のシステム統合

SPS 関連の動物検疫・植物検疫・食品検疫の WTO 協定と統合的な履行をスムーズに実施

するためには、これらのシステムの情報ネットワーク構築が必須であり、マレーシア政府も、食品衛生分野の Food Import Information System (FIIS) や Food Safety Information of Malaysia、(FoSIM)、動物検疫分野の Integrated Veterinary Information System (VEINS) 等の個別システムを有しているが、これらのシステムの統合はこれからの課題である。

例えば日本では、農林水産省所管の動物検疫システム (ANIPAS) 及び植物防疫システム (PQ-NETWORK)、厚生労働省食品検査システム (FAINS)、輸出入許可システム (JETRAS) の 4 システムと財務省の税関システムとのインターフェース化が図られ、物流関連シングル・ウィンドウ化が今年度にも完了する予定である。下図は、日本におけるシングル・ウィンドウ・システムの概念図である。

図表Ⅲ-2-2：日本におけるシングル・ウィンドウ・システムの概念図



一方、保健省の公共保健局・食品品質管理部は、JICA のプロジェクト方式技術協力の支援を受けて、食品輸入情報システム (FIIS) と全てのラボラトリー及び関税情報システムとの接続に着手している。

TA コンサルタント・チームは、通商産業省、農業省、第一次産業省、及び保健省が、マレーシアの「シングル・ウィンドウ・システム」構築のための本格的なフェージビリティ・スタディーに着手することを提案する。

(c) 危険性分析に基づいた衛生植物検疫措置

WTO 加盟国は自国の人、動物又は植物の生命又は健康を保護するために必要な衛生植物検疫措置（SPS 措置）をとる権利を有する。他方、SPS 措置は国際貿易に対する不当な差別的又は偽装した制限として機能しうることも指摘されている。それゆえ、SPS 協定は WTO 加盟国に対して、自国の SPS 措置を国際基準と合致させること、もしくは危険性の分析に基づいた SPS 措置を策定することを求めている。SPS 協定によって国際基準の一つとして言及されている国際植物防疫条約（IPPC）の『危険性分析に係るガイドライン』によれば、有害動植物の危険性分析（PRA）は、危険性の評価と危険性の管理とによって構成される。危険性の評価は、有害動植物が検疫有害動植物かどうか、さらには同有害動植物が国内へ侵入する可能性の有無を決定する。危険性の管理は、検疫有害動植物の国内侵入の危険性を引き下げるための措置を決定する過程であるとされている。このような危険性分析に立脚した国内 SPS 措置を確立し、かつ最新情報に基づいて更新してゆくことは、マレーシアに限らず、日本を含む WTO 加盟国すべてにとっての課題である。このため、危険性分析に係る情報共有や技術支援のための国際的な枠組み（二国間・多国間枠組みをともに含む）は、透明かつ安全な SPS 措置の確立にとって、不可欠であろう。それゆえ、長期的な目標の一つとして、有害動植物の記録やプラント・ヘルス・インフォメーションといった危険性分析に関連するデータベースを確立することは、マレーシアにとって有益であると考えられる。

(d) マーケット・アクセスのためのプライベート・セクターへの情報提供

農業／SPS 協定、特に SPS 協定関連の動物検疫・植物検疫・食品検疫に係るマレーシアの輸出先の法制度・規制の情報は、農産物の生産・輸出業者にとって重要な情報である。例えば、マンゴウは、マレーシアにとって輸出ポテンシャルのある熱帯果実であるが、現在日本では、マレーシア産マンゴウ生果実は病虫害付着の可能性のある植物として、植物防疫法の下での植物防疫法施行規則第 9 条により輸入禁止検疫有害植物に指定されている。ただし、1999 年に農林水産省によって定められた「植物検疫における輸入解禁要請に関する検証の標準手続き」により、以下の 5 つのステップをクリアすれば、輸入を解禁している。

図表Ⅲ-2-3：日本の植物検疫における輸入解禁要請に関する検証の標準手続き

番号	マレーシアに対する進捗状況	ステップ
1	● (クリア)	輸出国により輸入解禁要請が行われたもの
2	● (クリア)	試験又は調査の計画が確定したもの
3	● (クリア)	試験データ又は調査データの確認が終了したもの
4	未進捗	現地確認試験又は現地確認調査の計画が確定したもの
5	未進捗	現地確認試験又は現地確認調査結果の確認が終了したもの

出所：農林水産省「植物検疫における輸入解禁要請に関する検証の標準手続き」

TA コンサルタント・チームは、このような WTO 加盟国の農業／SPS 協定、特に SPS 協定関連の動物検疫・植物検疫・食品検疫に係るマレーシアの輸出先の法制度・規制の情報をデータベース化して、農産物の生産・輸出業者にネットワークによって情報提供を提供することを提言する。

(4) 地域協力体制の構築

マレーシアは、その所属する地域経済協力機構である ASEAN の中でも最も発展した国であり、アセアン域内の他の比較的発展の遅れた国にキャパシティー・ビルディングの成果を行き渡らせるためにも、アセアン内の地域協力体制のセンターあるいはハブとして役割を果たすことが期待される。考えられる地域協力体制としては、アセアン域内のいわゆる南南協力の形態であるが、TA コンサルタント・チームが、カンボジア・ラオス・ミャンマー等の将来 WTO に加盟する後発アセアン諸国へ、キャパシティー・ビルディング・プログラムの成果をアセアンのウェブサイトに取り込むシステムを設置することを提案する。

(5) 新しい課題に係るキャパシティー・ビルディング

WTO の農業委員会および SPS 委員会においては、SPS 措置に関連して新しく発生している諸問題が、たびたび議論の対象となっている。例えば、牛海綿状脳症 (BSE) などは SPS 協定に関連する新しく発生している問題の典型であろう。これらの新しい問題、特に食品衛生分野における最新の知識と経験に対する必要性を踏まえ、TA コンサルタント・チームは、食品安全に関連する以下の諸問題に焦点を当てたキャパシティー・ビルディング活動の実施を勧告する。

- (a) 有機生産食品
- (b) 食品内の残留農薬
- (c) 食品内の残留動物用医薬品
- (d) 食品添加物

(e) 食品ラベリング

さらに、遺伝子組み換え食品（GMO）などのその他の農業協定分野における新しい問題も、上記のキャンペーン・ビルディング活動に加えられることが考えられる。

2.2 DSU の実施能力向上支援《コンポネンツ 2》

2.2.1 評価

本プログラムでは 2 度のワークショップが開催されたが、とりわけマレーシア側カウンターパートである法務長官執務室による本プログラムへの積極的な協力が注目された。法務長官自身による本プロジェクトへの強力な関与・協力もあり、第 1 回ワークショップに関しては、当初予定されていた 30 名前後から 70 名前後へ参加者が大幅に拡大し、会場も法務長官執務室会議室から、急遽、プトラジャヤ地域（新都心）のホテルへと変更された。本プロジェクトの目標は、現 WTO 担当官のキャパシティ・ビルディングとともに、顧問・国際課所属の法務官全体の底上げであった。精力的な関与・協力に基づく、プログラム変更・拡大は、当初の目的遂行に沿ったものであった。法務長官執務室による協力姿勢は、第 2 回ワークショップにおいても継続した。顧問・国際課のメンバーを中心に本プロジェクトの運営委員会が作られ、本プロジェクトの遂行に必要な事務運営を担当した。マレーシア側の強力なオーナーシップは、プログラム参加者による本プロジェクトへの関心を高め、そのインセンティブを高めることに大きく影響した。実際、個々の参加者へのアンケート調査から、以下のとおり、本プログラムへの非常に高い評価が認められた。

本プログラムの有益性：90%以上の参加者が、本プログラムの有益性について高い評価を回答しているなど、アンケート全体をとおして、本プログラムが法務長官執務室側のニーズに添った形であったとの評価がなされている。

ワークショップ 1 とワークショップ 2 の一貫性：ワークショップの構成を参加者の知識レベルに応じて大きく 2 段階に分け、「ワークショップ 1」（概説セッション）は法務長官執務室法務官以外の参加者も得て実施した。このため、アンケート回答を「ワークショップ 1 のみ参加」と、「全ワークショップ参加」に分けて分析したところ、後者においてより高い満足度と評価を示した。これは、「概説」からより詳しい「ケース・スタディ」、さらに「模擬裁判」へと至るワークショップの構成上、当然のこととは言え、段階的なワークショップを短期間で集中的に行ったことのメリットが現れていると思われる。

知識移転の継続性：本プログラムにおける最重要課題のひとつは、単なるワークショップの開催によって一過性で終わらず、プロジェクト終了後も支援対象国側自身によってキャパシティ・ビルディング活動が継続されることであった。アンケート結果では、ほぼ 100%の参加者が、なんらかの形で、今回のプログラムで得た知識を、普及させていくことが可能だとの回答を行っている。知識移転の継続性という観点からも、順調なスタートを切れたと考えられる。

将来の支援の必要性：今後、一層の能力向上のために必要と思われる研修・ワークショップの内容についてはきわめて多様な意見が寄せられた。これは、DS という WTO 協定全般に関わる領域に特徴的な点であり、他分野と比較しても、とりわけ持続的・体系的なキャパシティ・ビルディングを要する分野である。

このように法務長官執務室側の強力なサポートもあり、本プロジェクトは参加者から概ね高い評価を受けた。また、ワークショップ講師からは以下のような評価を得ることができた。

ワークショップの運営に対する法務長官執務室の取組みはきわめて意欲的であった。また、参加者の知識レベルにはばらつきがあったが、問題意識はおしなべて高く、講師陣にも知的刺激を与えるものであった。

とりわけ、「模擬裁判」における参加者の取組みは積極的であり、短い時間にも関わらず、高いレベルの意見書が作成された。また、プレゼンテーションや口頭での答弁にも多くの工夫が見られた。

以上のような評価に、法務長官執務室の本プロジェクト担当者からのコメントも加えて総合的に判断すると、以下のように本プログラムを評価することが可能である。

実践的なプログラム：WTO 実務に関わる法務長官執務室法務官の知識レベルを全体的に向上させるという当初の目的は概ね達成されたと思われる。とりわけ、法務長官執務室によれば、ワークショップ最後に実施した「模擬裁判」は本プログラムのハイライトであり、WTO 協定に関する知識の向上のみならず、担当官に不足しがちな法廷スキルを向上させる上で効果的であったと評価されている。模擬裁判において参加者に作成された意見書（巻末附属資料参照）は、本プログラムの集大成とも言える。これらの意見書は担当講師陣から高い評価を受けるなど、レベルの高いものに仕上がっており、本プログラムによる知識移転が成功したことを裏付けている。

ニュー・イシューと事例研究：また、より広いレベルの参加者を対象とした導入的講義と「ニュー・イシュー」に関する議論は、必要かつ参加者をして刮目せしめるものであった。さらに「事例研究」についても、講師と参加者の間で意見を交換するよい機会となった。総じて、本プログラムにおけるワークショップの構成は、上記のような点で効果的であったとすることができる。

法務長官自身の高い関与：キャパシティ・ビルディング活動の成功には、カウンターパートの積極的な関与・協力が不可欠である。ワークショップ講師の多くが指摘していたとおり、参加者全体の高い関心がワークショップ全体を通じてみられた。強い参加意識は、法務長官自身および諮問・国際課の高いコミットメントに負うところが大きいと考えられる。

組織的・制度的なキャパシティ・ビルディング：他方、組織・制度的な観点からのキャパシティ向上という点では、顕著な成果を見出すことが難しい。しかし、WTO 業務に直接・間接的に携わる法務官が一同に会して集中的に研修を行うという形態は、持続的なキャパシティ向上のための制度整備に向けて一つのインパクトを与えたものと思われる。

2.2.2 提言

最後に、DS に係るキャパシティ・ビルディング活動報告を締めくくるにあたり、更なる効果的な支援活動の実施へ向けて、いくつかの提言を行う。

(1) 課題と特質

DS に係るキャパシティ・ビルディング活動に関しては、以下のとおり、課題と特質を挙げる事ができる。

必要な知識量の膨大さ：DS の速やかな実施に必要とされる知識は、DS 手続に係るものから、WTO の個別協定に至るまで広範にわたる。しかも、毎年、数十件もの新しい決定が積み重ねられている。この結果、途上国 DS 担当者が必要な知識のキャッチ・アップをすることが、非常に困難になりつつある。

人事ローテーション：困難なキャッチ・アップを乗り越えた後に訪れる人事ローテーション問題は、先進国と比較し政府組織自体に知識が蓄積されにくい途上国政府にとって、より重大である。実際、法務長官執務室 WTO 担当者からも、人事ローテーションによる弊害は、度々指摘されていた。

コモン・ロー体系：マレーシアは、歴史的経緯もあり、大陸法ではなく英米法の法体系を有する。一方、WTO の DS はコモン・ローから強い影響を受けている。例えば、DS 改革において大問題となっているアマカス・キュリエなど、日本の法曹界にはあまり馴染みがないシステムも、マレーシアにおいては通常の法教育のもとで扱われている。大陸法体系を採用している国々に比べて、マレーシアは DS に関して、比較優位を保っているといえる。

(2) 支援から協力へ –新しい協力の枠組み構築–

以上のような課題と特質を踏まえて、マレーシア政府の DS 実施能力の効果的な向上に関して、提言を行う。提言にあたっては、「支援から協力へ」をキイ・ワードとした。マレーシアおよび周辺諸国のキャパシティ・ビルディングを図ると同時に、一方的な支援ではなしに、むしろマレーシア等の支援対象国が比較優位を有する点からは日本も大いに学びつつ、相互の協力体制を構築することが重要である。

(a) 二国間協力の継続

DS 実施に関連する必要な知識量は膨大である。実際、今回のキャパシティ・ビルディング活動において取り扱った範囲も、そのごく一部分に過ぎない。継続的な支援活動が、更なる法務長官執務室のビルト・アップには、必要である。一方、マレーシアは英米法体系に慣れ親しんでいるという強みを有していることもあり、継続的協力関係を築くことは、長

期的には支援を行う日本側のメリットにも繋がると考えられる。一例として、以下のようなプログラムが考えられる。

（「模擬裁判」セッションの定例化）

法務長官執務室は本ワークショップにおける模擬裁判セッションの成果を上述のように高く評価し、最新のケースを取り上げて、今回と同様の講師・方法論により、これを継続的に実施することを希望している。法務長官執務室はまた、将来的にこの「模擬裁判」セッションに他省庁からの参加者も加えることを提言している。

定期的な研修プログラムとして、特定のケースを取り上げて、「模擬裁判」という形態によって異なる角度から議論を尽くすことは極めて有効であると思われる。また扱うテーマとしては、従来の DS 勧告に加えて、投資や競争政策といったニュー・イシューも含めることが考えられる。講師としては、その都度外部の有識者（学者、法律家等）を迎えることが考えられるが、経験ある欧米法律事務所と一定の契約を結んでこのセッションへの参加を得るといったことも、コストとの兼ね合いもあるが、検討する価値はあるものと思われる。また、セッションへの参加者は、法務長官執務室の提案のように、取り扱うケースに応じて他省庁の専門家を加えることも有効であろう。

模擬裁判等の教材や講義録等に関しては、CD-ROM のような電子媒体の形で記録し、必要に応じて参照が可能なようにしておくことも、組織への DS 関連知識の蓄積という意味で重要であろう。

(b) 地域協力枠組の構築

多様性に富む ASEAN 諸国ではあるが、輸出指向型経済体制など、共通点も多い。このような共通の問題・課題を共有する ASEAN 加盟国を対象として、地域協力の枠組でキャパシティ・ビルディング・プログラムを実施することも有効であろう。協力枠組構築の第一歩として、支援対象を ASEAN 地域へと拡大し、DS に係る模擬裁判など実践的なキャパシティ・ビルディング・プログラムを実施することなども検討されるべきであろう。その際に、講師としては、プログラム立ち上げ時には WTO 事務局スタッフなどの WTO 専門家を中心とするとしても、将来的には ASEAN 諸国政府内の人材リソースを中心として、プログラムの恒久性を図ることも重要であろう。

2.3 TRIPS 協定の実施能力支援《コンポネント 3》

2.3.1 評価

本プログラムでは、セミナー、ミニ・ワークショップの後、参加者に対してアンケート調査を実施し、それぞれの評価を分析した。

(1) セミナー

アンケート調査は、参加者 106 名に対して 38 の回答を得た。回答者の約 80%が、本セミナー参加の目的を知的財産権に係る一般的知識を得るため、約 60%が特定分野の知識を得るためとし（複数回答）、本セミナーがこの目的に合致したかについては約 60%の水準となった。この設問では、どちらともいえないと回答した水準も約 30%と比較的高く、若干、特定の知識を得るために参加した参加者には基本的な情報提供に留まる結果となったことが想定される。これは、回答者の約 3 分の 1 が民間企業もしくは教育機関からの参加者であったため、これら参加者では、TRIPS の基本的な原則への関心に比して、ライセンス等により戦略的なテーマ内容に関心が高かったためと想定される（以下記述回答参照）。しかしながら、本セミナーがマレーシアの現状に有益であったかという設問に対しては、約 65%が有益と回答しており、セミナーの趣旨は概ね理解されたといえよう。また、約 90%が、このセミナーでの情報を今後同僚と共有していくと回答しており、セミナーの効果を期待できる結果となっている。

特筆すべき記述回答としては、以下のとおりで、TRIPS 協定の原則についての理解が深まったという点と、技術移転（ライセンス）、日本の知的財産権発展の経験が参考になったという点などが主要なコメントとして指摘された。

- TRIPS の原則と他の知的財産権関係の国際条約との関係が明確になった。
- TRIPS の役割・重要性が非常に明確になった。
- WTO のキャパシティ・ビルディングという取り組みに関心を抱いた。今後も参加して行きたい。
- 技術移転、ライセンス戦略についての理解が深まった。
- ライセンス戦略や、知的財産権の発展の歴史・経済的な価値等について、日本の経験情報が役に立った。

日本の講師陣からは、TRIPS 協定の原則等について、日本とマレーシア側で若干、重複があった点、テーマ内容が、TRIPS、ライセンス、発明と特許と広い範囲にわたったため、十分な時間がとれなかった点等が指摘されたが、フロアからの質問もあり、当初の目的を達成できたと評価を得た。

(2) ミニ・ワークショップ

ミニ・ワークショップにおけるアンケート調査では、参加者 22 名の内 12 から回答を得た。同調査では、参加目的に見合った内容、情報の充実面、マレーシアの現状への有益性ともに 90%以上の満足度となった。これは、参加者もほぼ MDTCA を中心とした関係官僚であった点、参加人数を小規模に留めインタラクティブ性を重視してニーズを確認しつつセッションを進めることができたことを反映していると考えられる。

記述回答では、セッションで取り上げた内容に関して、日本の経験が共有できたこと、及び、タイ、インドネシアでの教育プログラム開発の状況が参考になったことが有益であったとのコメントが多かった。また、モデルトレーニングにおいて、指導ノウハウ、トレーニングモジュールの考え方を検討できたことが高く評価された。

参加者からは、セッションにおいて、一日のセッションでは短すぎ、少なくとも 1 週間 (5 日間) 程度のワークショップであれば良かったという指摘があげられた。また、日本講師陣からは、ほぼ職務内容を共有できる参加者で構成されたことで、よりアクティブなセッションができたとの評価を得ている。

2.3.2 提言

今回のセミナーの狙いは、TRIPS 協定履行の必要性・重要性は理解しているが、協定の構成や原則、あるいは議論のポイントといった点には必ずしも十分な知識充実ができていない行政官僚を中心に、基本的な情報を提供することにあり、ミニ・ワークショップについては、TRIPS 協定と統合的な国内法制施行後の知的財産権普及啓発のための国内教育充実に資するモデルトレーニング・教材を提供することが目的であった。

前者に関しては、今回のセミナー評価にもあるように、基本的な原則に関しては、一定の情報の共有化と理解が浸透したといえる。最新の動向、研究・分析といったテーマについては、引き続きセミナー／シンポジウム等といった手段が有効であろうが、基本情報に関しては、今後、日常的な情報の共有化の取組みを更に効率化して対応することが重要であろう。これは、知的財産権所管当局である MDTCA のイニシアティブが期待されるところであるが、関係省庁において、既にインターネット環境が充実しているマレーシアにあっては、今後とも、一義的にはホームページによる情報提供が有効な手段であり、既に運営している MDTCA のホームページを更に充実させることが現実的なアプローチだろう。

後者に関しては、特に、組織・制度基盤整備の側面と人材育成の側面に着目して、ミニ・ワークショップにおける議論でも取り上げられたとおり、既存の教育プログラムの充実とこれに対応した教材の開発、知的財産権と技術・産業との関係に着目したプログラムの開

発・提供が重要であると考えられる。

(1) ホームページを活用した基本情報の共有化促進

(a) 必要情報へのナビゲーションの充実（ホームページのポータル化）

当然のことながら、既に WTO のホームページでは充実した TRIPS 協定関連の情報が提供されているが、日頃、WTO 関係の業務に関係していない行政官僚にとっては、利用頻度の少ないホームページにおいて、知りたい情報にアクセスするのは時間がかかる場合が少なくない。今回のセミナーを含め、基本的な情報の共有化機会を得られなかった官僚に対して、MDTCA としては、これを簡潔にナビゲートする様な入り口的なホームページを企画・運営することが有効だろう。つまり、知的財産権関係情報の既存ホームページのポータル化である。

WTO に関しては、以下の各ページ URL を参照しつつ、リンクで対応することができるが、それぞれのリンク見出しに簡単なアブストラクトやリンク先の環境説明を加えることが重要である。WTO における知的財産権関係の理事会等の主要な活動と WTO の文書番号との関係を概説する等の工夫も、WTO ホームページ内で情報収集する際の支援となろう。現在、既に MITI のホームページでは、簡単なインデックス形式で WTO ホームページの関係ページとのリンクが張られているが、WTO ホームページを利用することが少ない職員にとっては、TRIPS 関係の情報は、以下の最初 URL が TRIPS 関係活動のゲートウェイになっているという情報や、そこからどういう情報が得られるか、WTO の文書番号リストは、ドキュメント・オンラインの検索開始ページ (http://docsonline.wto.org/gen_search.asp) の文書番号記入欄の横にある マークをクリックすると参照できるといった情報を掲載するだけでもかなりの利用支援となるはずである。知的財産権当局としては、同分野について、より利用しやすいページづくりを検討することが重要であろう。

こうしたナビゲーション機能の充実に関しては、WIPO をはじめとする他の知的財産権関係の国際機関ホームページについても同様のことがいえるので、順次、拡充を図っていけばより充実したポータルサイトとなろう。

<WTO ホームページの知的財産権関係情報入り口 URL の例>

- ・ 知的財産権ゲートウェイページ

http://www.wto.org/english/tratop_e/trips_e/trips_e.htm

- ・ TRIPS 協定の基本的紹介

http://www.wto.org/english/thewto_e/whatis_e/tif_e/agrm6_e.htm

- ・ TRIPS 協定の解説

http://www.wto.org/english/tratop_e/trips_e/intel2_e.htm

- ・ TRIPS 関係活動の最近の動向 (TRIPS News)

http://www.wto.org/english/tratop_e/trips_e/t_news_e.htm

(b) 知的財産権部作成資料のホームページ掲載

TRIPS 協定をめぐる交渉・検討については、交渉・検討の論点、マレーシアをはじめとする各国のポジション等を整理した資料が、知的財産権部を中心に MDTCA 内部で定期的にとりまとめられている。これらをホームページ上に掲載し、関係官庁間で共有するとともに、広く関係企業、学界、一般へと公開することが TRIPS の理解と履行推進をはかる基礎となろう。交渉・検討の過程で一般に公開できない情報については、アクセス管理をはかり、部内、関係官庁内で共有するというシステムを導入する必要がある。

(2) 既存の教育プログラムの充実

(a) 能力別プログラムの導入

現在、知的財産研修センター (IPTC) が提供する教育プログラムは、経済問題に係る行政官僚、審査官、法律家、専門家等、官民双方を対象として幅広い分野をカバーしている。また、一般を対象とした基本的な普及啓発のためのプログラム (public awareness) も用意されており、現状、大きな課題はない。当然、これら対象を、例えば、政策立案者や、企業内の知的財産権管理者、経営者等、より個別に拡大していくことも重要であるが、今後は、入門編、中級編、上級編というように、分野毎に能力別に提供できるプログラム開発が重要と考えられる。

そのためには、現在利用されている教材をレビューして、それぞれの能力に対応した教材へと再編集し、また、この過程で、各段階で不足している情報があれば、これを補完していく仕組みを準備する必要がある。現在、IPTC の教材開発に関しては、講師となる専門家の個別の取組みに多くを依存している状況にあるが、今後は、IPTC で、情報の集中システムと開発担当の専門家の配備を、組織的に推進していくことが重要である。

なお、教材の再編集に関しては、IPTC において開発された教材のみを取り扱うのではな

く、利用可能な資源については、広く関係機関、国際的なネットワークから情報を得ることが重要であろう。その意味では、本プロジェクトの枠組みで開発されたタイ及びインドネシアの教材についても、マレーシアの実情に適用可能な部分は、活用することが検討できる。

(b) 教育プログラムの標準化

これまでの IPTC プログラムでは、講師の指導方法に依存する部分が多く、同じテーマでも異なったプログラム内容となる場合がある。今後は、教材開発や上記教材の再編集の場面に加え、プログラムの提供方法に関しても、可能な範囲で、標準化を促進し、同一プログラム内での効果のバラツキを最小化することが重要であろう。

今回の取組みでは、ミニ・ワークショップをとおして、将来的な講師に対する共通指導方法指導（トレーナーズ・トレーニング）のモデルを提供するに留まったが、本取組みを一つのヒントとして、今後は、IPTC 内部で、講師（あるいは将来的な講師）を対象とした指導プログラムを開発・提供し、対外的に提供する教育プログラムの標準化を進めていくことが重要であろう。

(3) 知的財産権と技術・産業との関係に着目したプログラム

これまでの取組みは、あくまで既存の知的財産権の分野を基礎とした教育プログラムが中心であった。しかしながら、科学技術の発展、経済活動の多様化に伴い、新しい技術分野と知的財産権分野のブリッジングを考慮した教育プログラムの開発が重要となっている。卑近なテーマでは、マレーシアでも関心が高く、既に WTO でも議論されている伝統的知識や地理的表示と知的財産権の関係等であるが、より高度な最先端技術と知的財産権あるいは関連法令との関係を検討するプログラム開発が期待される。ミニ・ワークショップでは、バイオテクノロジー、コンピュータ・WEB 技術、高度集積回路技術それぞれと知的財産権・関連法令とのブリッジングに係る教育プログラムの必要性が提起された。

今後、シンポジウム／セミナーといったプログラムを企画する場合は、知的財産権分野の関係テーマ・関係者のみで構成するのではなく、特定技術分野のテーマ・専門家を交えたプログラムを視野に入れ、より幅広い観点から知的財産権の重要性を理解していくことが重要である。

本分野に関しては、先進諸国の支援機関としても、こうした幅広い分野からの専門家の招請、特定分野に限定することのないセミナー企画等の支援枠組み、人材育成プログラムを準備することが今後の支援面での重要な視点であると考えられる。

2.4 TBT 協定の実施能力向上支援《コンポネント 4》

2.4.1 評価

2002年9月に開催したTBTセミナー及びワークショップを通じて、マレーシア政府関係者のTBT協定、国際標準化作業に関する理解はさらに前進した。マレーシアのTBT協定に関する理解は既に高いレベルにあり、今後は政府関係者が有する知識を国内の他の政府関係機関や民間セクターに対して普及・浸透させていく段階にある。

一方、現時点において、マレーシアの民間セクターの標準化活動に関する関与は必ずしも十分なものではないことが確認された。ISO分野においては、ゴム分野など国際標準化活動への参加が進んでいる分野が見受けられるが、IECの範疇に属する電機製品分野においては、標準化活動にあたって政府と民間の交流が必ずしも十分には進んでいないことが確認された。標準は企業が生産活動に用いるものであり、標準化作業には民間セクターの積極的な関与が重要である。

セミナー／ワークショップに併せて実施したアンケート調査の結果、及びプログラム実施後のカウンターパート機関（DSM、SIRIM Berhad）との意見交換から、本プログラムの評価については以下の各点が指摘されている。

参加者の多くは、TBT協定に関連したワークショップやセミナーへの参加の経験が少なく、特に「経験の共有」に主眼をおいた本プログラムの内容については、高い評価がなされている。

3日目に実施したクローズド・ワークショップにおいては、TBT協定に関与する政府関係機関が率直な意見交換を行う機会を持つことができたことが評価されている。これまでマレーシア政府部内においては、省庁横断的な議論が十分に行われてこなかったことから、本プログラムは潤滑油の役割を果たしたといえることができる。

TBT協定がもつ経済的なインパクト、TBT照会所の役割など、これまでマレーシア国内においても十分に議論されてこなかった重要なテーマを扱うことができ、今後の標準化政策に大きな貢献となった。

さらに、セミナー／ワークショップの講師からは、以下のような評価がなされている。

マレーシアのTBT協定関係者は、協定の内容や国際標準化活動の重要性に関して、既に高度な知識を有している。

一方、民間セクターの標準化活動に対するより一層の関与が不可欠である。

以上の各点を総合的に判断すると、本コンポネントに関しては、以下のように評価を行

うことが可能である。

マレーシア政府関係者の TBT 協定に関する理解は、一般的知識の習得段階を超えており、今後はこうした知識を国内産業政策に生かすべく、他国政府との戦略的な提携も視野に入れながら、より実践的な活動を行う段階に来ている。

今後は、マレーシアがこれまで獲得してきた知識を、国内の民間セクターや周辺の途上国に対して提供していくためのリーダーシップの発揮が期待される。

2.4.2 提言

本プログラムにおける活動を通じ、マレーシア政府は引き続きセミナーやワークショップの形式による情報普及活動を要望している。しかし上述の評価の部分において整理したように、マレーシアは発展途上国のリーダーとして、国際標準化活動や WTO/TBT 協定の適切な履行においては、より指導的な役割を果たすことが期待される。

TA コンサルタントチームは、以下の 2 点が、今後マレーシアが TBT 協定分野におけるキャパシティ・ビルディングのために特に重要な論点であると認識している。

(1) 民間リソースを活用した国際標準化活動へのより一層の参加

TBT 協定の義務と権利を利害関係者に周知・徹底させるためには、民間セクターの幅広い関心を集めていく必要がある。特に、強制規格や任意標準、適合性評価手続きについては、民間事業者の日常の生産・販売・輸出活動と密接な関係を有しているため、標準化活動に民間セクターをより積極的に関与させていくことが不可欠となっている。実際、セミナー・ワークショップに参加した日本の専門家も、国内における標準化活動に加え、国際標準化活動への参加についても、政府と民間セクターの協力が重要であるとの指摘を行っている。

現在、マレーシアは ISO/TC45 (ゴム及びゴム製品) 及びその下部組織である TC45/SC4 (ホースを除く製品) の事務局を担っているが、国際標準化活動により民間セクターを関与させることを通じて、マレーシアはより多くの TC あるいは SC における事務局業務を引き受けることが望まれる。

その際、マレーシアと日本が国際標準化に関して広範な意見交換を継続的に実施することを通じて、両国が関心を有している TC/SC において、共同で幹事国業務を引き受けるといった戦略的な提携を行っていくことも有用であろう。こうした関心分野を特定するために、マレーシア国内における民間セクター (外資系企業を含む) の技術・研究開発動向を調査し、今後の協力につなげうるセクターの発掘のための日・マレーシア共同研究を行うことも、重要なステップであると考えられる。

<民間セクターの国際標準化活動参加向上のためのプログラム例>

(準備段階)

- ・ マレーシア民間セクターの関心分野の洗い出し
 - －マレーシア経済にとっての当該セクターの重要性
 - －現在の国際標準化活動の状況
 - －今後の国際標準化活動への参加要望
- ・ 日本等、諸外国の民間セクターとの協力の可能性の特定
 - －諸外国の民間セクターとの継続的な対話の機会の確保（人的ネットワーキング）
 - －共同幹事業務（TC/SC レベル）引き受けの可能性の特定

(トレーニング段階：プログラム例*)

- ・ 国際標準化活動の重要性の理解促進に関するセミナーの開催（諸外国における政府－民間セクターの協力関係に関するケーススタディなど）
- ・ 国際会議におけるネゴシエーション能力向上のためのセミナー／ワークショップの開催
 - ・ 国際規格の開発手順等実務能力の向上に関するトレーニング事業の開催
 - ・ 国際幹事業務引き受けにあたってのノウハウに関するトレーニング事業の開催

* 必要に応じて日本等外国の専門家の協力を仰ぐ。

(実施段階)

- ・ 国際標準化関連国際会議のホスト及び民間セクターの招致

(2) TBT 協定に基づく権利と義務に関する情報の継続的な普及活動

マレーシアにおいて、DSM や SIRIM Berhad など、TBT 協定や国際標準化作業を所管している組織では TBT 協定の理解が進んでいるが、これを周辺の政府機関や民間セクターに幅広く普及啓発していくことが重要である。その際、TBT 協定の照会所としての SIRIM Berhad の機能強化を図り、他の WTO 加盟国から到来する照会や通報を取り次ぐだけでなく、TBT 委員会における最新の議論を国内に紹介したり、他国における新たな強制規格策定の動きや TBT 協定関連の紛争事例を紹介するなどの情報提供機能をより強化することが望まれる。そのため、TBT 照会所を担当するスタッフは、単なるポスト・オフィスとしての役割を越えた幅広い知識が必要であり、そのための人材育成に力を入れていくことが重要である。特に担当者が異動した際に、後任に適切にノウハウが移転されるメカニズムの確立が重要となっているが、こうした点においては、諸外国の経験を共有していくことが望ましい。

また、マレーシアは、国内に対する情報の普及活動のみならず、近隣の途上国の TBT 協定理解向上に関してリーダーシップを発揮していくことも期待される。例えば、CLMV 諸国など ASEAN の中の発展水準の低い国々を招いた地域トレーニング・コースをホストとしたり、これらの国々においてセミナー／ワークショップ等を開催するといったことについても、指導的な役割を発揮することが期待される。特に地域トレーニング・コースを開催するにあたっては、マレーシア国内の民間セクターも招待するなど、国内外に対する情報普及活動を同時に行っていくことが効率的であろう。政府と民間の間で適切な情報共有が進むことが、上述した「民間セクターの標準化活動への関与の増大」にも大きく貢献するものと考えられる。

<地域トレーニング・コースの実施例>

期 間：2～3 日間

場 所：クアラルンプール市内ホテルあるいは SIRIM 公会堂

対 象：国外（カンボディア、ラオス、ミャンマー、ヴェトナムなどにおける TBT 協定担当部局あるいは標準化活動担当部局のスタッフ）

国内（強制規格策定に責任を有する関連省庁のスタッフ及び民間産業団体等）

合計 40～50 名程度

内 容：TBT 協定の構成と権利・義務、TBT 通報の意義、TBT 委員会における最新動向（GRP、ラベリング、性能要件化など）、TBT 協定関連の紛争事例の紹介、等

その他：必要に応じ、講師の派遣に関しては、日本政府あるいは ASEAN において TBT 協定に関する知識蓄積の進んだ国々（タイなど）の協力を得る